

382
242



始



特214
763



國際郵便送金要綱

貯
金
局



例言

- 一 本書は、外國との間の郵便爲替及び郵便振替に付て、その制度と實務の概要を説述したものである。
- 一 本書は大正十五年三月發行の「外國郵便爲替の話」を改訂し、外國郵便爲替の外に日滿郵便爲替、外國郵便振替及び日滿郵便振替をも併せ、郵便局窓口當務者の取扱手引として、又従事員一般の參考に資するため編纂したものである。
- 一 本書には、國際郵便爲替參考圖表を掲げ、事業の理解に資すると共に、世界地圖及び國際郵便爲替交換國地圖索引を収録し、事務取扱に便することとした。
- 一 本書は、昭和十三年三月現行の法規によつたものであるから、爾後の改廢に

就ては、讀者に於て自ら本書の内容に改訂を加へられたい。

昭和十三年三月

貯金局國際業務課

國際郵便送金要綱 目次

第一編 總 說	一—五頁
第一章 國際郵便送金業務	一
國際送金機關の必要——國際送金機關の種類——國際郵便送金の種類	
第二章 條約その他關係法令	二
郵便爲替條約の種類——郵便振替條約の種類——條約の細則——法律——命令——訓令——告示、告知	
第二編 外國郵便爲替	七—十四
第一章 外國郵便爲替の沿革	七
第二章 條約の類別	八
聯合約定——特別條約——非條約國	
第三章 外國郵便爲替制度の概要	一〇
第一節 爲替の種類	一〇
第二節 取扱局	一一

目

次

一

交換局——貯金局——電信爲替局——通常局——告示……………三

第三節 交換方法……………三

通常爲替(カード式——目錄式——案内式)——電信爲替……………三

第四節 表示貨幣、換算割合、金額制限……………一五

第五節 爲替料……………一七

第六節 特殊の取扱……………一八

留置——航空送達——別配達又は別使配達——拂渡濟通知——取調請求——名宛變更——取戻——日附認證——拂渡認可書、再度證書——拂戻……………一八

第四章 外國郵便爲替の取扱手續……………三

第一節 振出爲替……………三

一、振出事務……………三

通常爲替(振出請求書の受付——受領證書、證明切符の作成——振出請求書の送付——連續爲替——通信の特點——代金引換爲替)——電信爲替——振出制限……………三

二、交換事務……………三

通常爲替(爲替證書等の發行——爲替證書等の差立——爲替目錄の作成及び發送)——電信爲替……………三

三、特殊の取扱……………三

振出の際請求し得るもの——振出後請求し得るもの——特殊の取扱一覽表……………三

第二節 到着爲替……………七一

一、交換事務……………七一

通常爲替(爲替證書等の處理——事故處理——爲替目錄の處理)——電信爲替……………七一

二、拂渡事務……………七三

通常爲替——電信爲替——爲替證書の有効期間……………七三

三、特殊の取扱……………七三

特殊の取扱一覽表……………七三

第三編 日滿郵便爲替……………七五—八五

第一章 日滿郵便爲替の沿革……………七五

第二章 日滿郵便爲替制度の概要……………七五

第一節 日滿郵便爲替の種類……………七六

第二節 取扱局……………七六

第三節 交換方法……………七七

通常爲替——電信爲替——小爲替……………七七

第四節 表示貨幣、金額制限……………七七

第五節 爲替料……………七六

第六節 特殊の取扱、轉送……………七六

第三章 日滿郵便爲替の取扱手續…………… 〇

 第一節 振出 爲替…………… 〇

 第二節 到着 爲替…………… 〇

 第三節 特殊の取扱、轉送、事故照會等…………… 〇

第四編 外國郵便振替…………… 〇

 第一章 外國郵便振替の沿革…………… 〇

 第二章 外國郵便振替制度の概要…………… 〇

 第一節 外國郵便振替の目的及種類…………… 〇

 目的——振替の種類…………… 〇

 第二節 取扱 局…………… 〇

 振替局——交換局…………… 〇

 第三節 交換 方法…………… 〇

 拂出——通信文の記載——受入…………… 〇

 第四節 表示貨幣、換算割合、金額制限…………… 〇

 第五節 料 金…………… 〇

拂出料——受入は無料…………… 〇

第六節 特殊の取扱…………… 〇

 速達送達又は航空送達——取消請求——取調請求——加入者名簿…………… 〇

第三章 外國郵便振替の取扱手續…………… 〇

 第一節 外國郵便振替局…………… 〇

 拂出——拂出制限——受入…………… 〇

 第二節 外國郵便振替交換局…………… 〇

 拂出——受入…………… 〇

 第三節 郵 便 局…………… 〇

第五編 日滿郵便振替…………… 〇

 第一章 日滿郵便振替の沿革…………… 〇

 第二章 日滿郵便振替制度の概要…………… 〇

 第一節 日滿郵便振替の種類…………… 〇

 第二節 取扱 局…………… 〇

 一、本 邦…………… 〇

二、滿洲國側	六
第三節 交換方法	六
一、通常拂込	六
二、通常振替	六
三、通常現金拂	六
四、電信拂込	六
五、電信振替	六
六、電信現金拂	六
七、局待拂	六
第四節 表示貨幣、金額制限	六
第五節 料 金	六
第六節 特殊の取扱、轉送	六
第三章 日滿郵便振替の取扱手續	六
第一節 郵便局事務	六
一、通常拂込、通常振替、通常現金拂	六
二、電信拂込、電信振替、電信現金拂、局待拂	六
三、特殊の取扱	六
四、轉送	六

第二節 口座所管廳事務

第六編 外國郵政廳との貸借決済

貸借の内容——計算期間——決済方法——支拂方法——交換差金

圖 表

第一圖 國際郵便爲替平均送達日數表	一三
第二圖 國際郵便爲替證書見本	四—五
第三圖 國際郵便爲替受拂高累年比較表	六—七
第四圖 國際郵便爲替受拂高主要國別比較表	八

世界地圖

第一圖 世界全圖	二—三
第二圖 日本全圖	四—五
第三圖 滿洲國北部	六—七
第四圖 滿洲國南部	八—九
第五圖 中華民國北部	一〇—一一

第六圖 中華民國中部 一一三

第七圖 中華民國南部 一四一五

第八圖 中華民國西部 一六一七

第九圖 亞細亞洲南部 一八一九

第十圖 大洋洲 二〇一三

第十一圖 歐羅巴洲(其の一) 三一一三

第十二圖 歐羅巴洲(其の二) 三四一五

第十三圖 阿弗利加洲 三六一七

第十四圖 北亞米利加洲南部及中部 三八一九

第十五圖 北亞米利加洲北部 三〇一三

第十六圖 南亞米利加洲 三三一三

外國郵便爲替交換國地圖索引 一一〇

國際送金機
關の必要

國際送金機
關の種類

第一編 總 說

第一章 國際郵便送金業務

文化の發達に伴ひ、國際間に交通が開かれ、賣買、交換等の諸取引が行はれると、そこに債權、債務その他の金錢關係を生ずることは一國內で行はれる取引の場合に於けると同じ理である。これらの貸借を決済し、金錢關係を解決する爲に國際送金の必要が起り、これに應ずる送金機關が生れて來るのは當然であつて、かかる送金機關の普及發達が交道、通商、文化の發展を助長するに與つて力あることも疑のないところである。近世、各種の新規なる交通通信機關が相次いで發明せられ、世界各國の距離が著しく短縮せられたばかりでなく、各國の對外進出と相俟つて、國際間の交通通商關係は自覺ましい發達を見た。従つて國際取引上に於て國際送金機關の持つ役割も愈々重且大となつて來たことは云ふまでもない。

現今國際送金の機關には民營のものとしては外國爲替銀行、官營のものとしては郵便官署がある。外國爲替銀行は外國の主要地に在る支店若は出張所又は取引銀行を通じて國際間の貸借決済を仲介することを主要なる業務とするものである。郵便官署は外國の各地に在る多數の郵

便官署と連絡をとつて通信等の業務と共に送金業務を行ふものである。

郵便官署で取扱ふ國際送金の種類は國際價格表記郵便、國際郵便爲替及國際郵便振替(以下爲替、國際振替と略稱する)の三種である。價格表記郵便は現金そのものを郵便物として送付し得る制度であつて郵便業務の範圍に屬するものである。國際爲替は現金そのものを送達する代りに證書を使用して送金の目的を達する制度であり、また國際振替は我が國に於ける郵便振替口座と外國の郵便振替口座との間に帳簿上の振替を行ふとか、又は一方の國の郵便局に於て現金を受入れ、他方の國の口座に登記するとか、或は一方の國の口座より拂出し他方の國の郵便局に於て現金の拂渡を爲す制度であつて、何れも本書に於て研究せらるべき事項である。

第二章 條約その他關係法令

凡そ或る事業を運営し、一般公衆の利用に供するにはその據るべきものを必要とするのであつて、國際爲替又は國際振替に付ては條約及び國內法規がそれである。

國際間に郵便爲替又は郵便振替を交換するにはこれらの事業が何れの國に於ても國家の經營に係るところから、先づ國家間の約束即ち條約を締結せねばならぬ。

現在我が國で取結んでゐる郵便爲替に關する條約は左の通である。

- 一、聯合約定
- 二、中華民國との約定
- 三、米國との約定
- 四、カナダとの約定
- 五、英國との約定
- 六、メキシコとの條約
- 七、香港との規約
- 八、フィリッピン群島との約定
- 九、滿洲國との條約

右に見るが如く、その名稱には約定あり、定約あり、また條約と云ひ、規約と稱するも、均しく國家間の意思の合致に依り成立したもので、國際法上の効果を生ぜしむるを以て目的とする條約であることに變りはない。

振替に關しては聯合約定及び滿洲國との條約の二種がある。

條約には細則を伴ふものと、そうでないものがある。聯合約定やカナダ又はフィリッピンとの條約には施行規則があり、滿洲國との條約には業務協定がある。何れも條約に於ては爲替

交換に關する基本事項を規定し、施行規則又は業務協定には比較的輕易な、主として手續の事項を規定してゐるのである。その他の條約では規定が可成詳細になつて居り、別に細則を設けてゐない。施行細則なり業務協定は何れも條約の委任に基く郵政廳間の協定即ち郵政長官の爲す約束であつて條約ではないが、條約の細則であり、これを補足するものであるから、條約に準じて國內法規の基礎となるもので、一口に條約と云へば細則迄も含む意味で使はれる場合が多い。

國際間の郵便爲替又は郵便振替に關する條約の種類は一種に止まらず、各條約毎に種々異なる點があるので、國內法規も勢ひ複雑となるを免れない。國內法規はその成立の形式に依り、法律、命令、訓令の三種に分類することが出来る。その外告示及告知の中にも國內法規の性質を有するものがある。

法律としては、爲替に付ては郵便爲替法、振替に付ては郵便貯金法を擧げなければならぬ。何れも制度の基本事項及び利用の根本條件等を規定してゐるのである。郵便爲替法には「條約に別段の規定あるものは條約に依る」と規定し、國際爲替に付ては條約に依る限度に於て郵便爲替法の適用を受けないことを明にしてゐる。國際振替に付てはこの種の明文はないが右に準じてゐる。

國內法規

法律

命令

訓令

告示、告知

命令としては省令で定めた外國郵便爲替規則、日滿郵便爲替規則、外國郵便振替規則及び日滿郵便振替規則(以下夫々外國爲替規則、日滿爲替規則、外國振替規則、日滿振替規則と略稱する)がある。何れも制度の利用條件等主として對公衆關係の事項を規定したものである。日滿間に交換する爲替及び振替はその制度が他の外國と交換するものと大いに異なる點があるので別に規則を設けたのである。これに依つて、日滿間以外のものを外國郵便爲替又は外國郵便振替と謂ひ、日滿間のものを日滿郵便爲替又は日滿郵便振替と呼んで兩者を區別することにしてゐる。

訓令としては公達には外國郵便爲替取扱規程、日滿郵便爲替取扱規程、外國郵便振替取扱規程及び日滿郵便振替取扱規程(以下夫々外國爲替規程、日滿爲替規程、外國振替規程、日滿振替規程と略稱する)があり、通牒としては規定の解釋乃至事務取扱方に關するものが多數ある。

告示としては爲替交換國等を示す表、外國貨幣換算割合、滿洲國の日滿爲替又は日滿振替の取扱局及其の取扱爲替又は振替の種類、外國向送金制限等があり、告知には外國貨幣換算割合、外國郵便爲替金換算心得、滿洲國通信區劃便覽、滿洲國郵政局の爲替記號及局番號等がある。

第二編 外國郵便爲替

第一章 外國郵便爲替の沿革

明治維新當初、開港場であつた横濱、神戸、長崎には英、米、佛三國の郵便局が設置せられてゐたが、帝國の領土内に他國の郵便局が存在することは帝國郵政權の獨立を妨ぐるものであるから、之が撤去を企圖し、先づ明治六年日米間に皇米郵便交換條約を結び翌七年米國郵便局の撤廢を實現し、次で明治十二年日英間に在日本英國郵便局閉鎖に關する條約を締結實施した。これを動機として明治十三年には佛蘭西郵便局も撤退して、我が郵政上の國權は全く恢復せられたのである。右英國郵便局閉鎖に關する條約に基いて、明治十二年十二月日本及び香港間に郵便爲替條約が締結せられ、翌十三年一月より爲替の交換を開始したが、これが我が國に於ける外國郵便爲替の始まりである。

その後次々に爲替交換國を擴張した。即ち明治十四年英吉利、十六年獨逸、十八年佛蘭西及びアメリカ、十九年奧地利、ハンガリー、瑞西、ルーマニア及び伊太利、二十二年カナダ、二十五年白耳義、三十五年和蘭及び蘭領東印度、三十六年エジプト、三十八年ブラジル、三十九

年丁抹、諾威、瑞典及びアルゼンティン、四十一年チリ及びポルトガル、四十三年ベルト、希臘、メキシコ及び佛領印度支那、大正に入つては二年露西亞、五年西班牙、十年フィリッピン、十二年中華民國、十四年フィンランド、最近では昭和八年ポーランド、昭和九年チェコスロヴァキアと夫々交換を開始したのが主なるものである。

第二章 條約の類別

現在我が國は世界の多數諸國と爲替を交換してゐるが、これら全部の國と個別的に條約を締結してゐるかといふにそうではない。爲替交換の基礎となる條約は凡そ二通りに大別することが出来る。その一は列國條約であつて萬國郵便聯合の郵便爲替約定がそれである。その二は二國間のものであつてこれを特別條約と稱してゐる。尙我が國と條約を結んでゐない國との間に條約國の媒介に依つて爲替を交換してゐる例も尠くない。

聯合約定

(イ) 聯合約定

聯合の爲替約定は明治十一年(一八七八年)巴里に於て開催せられた第二回萬國郵便聯合會議で成立したもので、日本がこれに加入したのは明治十八年三月のことである。萬國郵便聯合會議は原則として五年毎にこれを開催し、條約を改訂し事業の進歩發達を圖ることになつてゐる。

特別條約

(ロ) 特別條約

特別條約としては明治十二年香港との間に締結せられたものの外に明治十四年英吉利、十七年佛蘭西、十八年アメリカ、十九年伊太利、二十二年カナダ、越えて四十三年メキシコ、大正二年露西亞、十年フィリッピン、十一年中華民國と夫々取結んだ。然し佛蘭西及び伊太利とはその後聯合約定に依り爲替を交換することになり、又露西亞との關係に於てはソヴェエトロシアとなつてから一方的に條約の廢棄を宣言した儘でその後同國とは爲替の交換が行はれてゐない。

香港、英吉利、アメリカ、カナダ、メキシコ及びフィリッピンの諸國は古い歴史と慣習を持つてゐて、にはかに聯合約定の劃一的な制度に依り爲替の交換をすることが出来なため聯合約定に加入しないので、これら諸國とは依然特別條約を維持してゐるのである。尙香港との條約は明治十七年、英吉利との條約は明治四十一年、カナダとの條約は昭和十年夫々改訂せられ、また英吉利との關係に於ては電信爲替交換の爲に大正二年追加條款が締結せられてゐる。

中華民國は我が國と同じく聯合約定に加入してゐるが、我が國とは特に密接な關係があるの

非條約國

で、爲替料を低減するとか、その他特殊な条件で爲替を交換するため、聯合約定を基礎として特別の條約を締結してゐるのである。

(ハ) 非條約國との關係

我が國と條約を結んでゐない國又は條約は結んでゐるがまだ我が國との間にそれを實施してゐない國との間に條約國の仲介に依つて交換する爲替はこれを媒介爲替と云ひ、仲介をする國を媒介國と稱してゐる。我が國は埃地利、ブルガリア、エクアドル、エストニア、ルクセンブルグ、ルーマニア、南アフリカ聯邦及びユーゴスラヴィア等とは英吉利の媒介に依り、オーストラリア、印度、馬來聯邦諸邦、馬來非聯邦諸邦、ニュージーランド及び海峽殖民地等とは香港の媒介に依り爲替を交換してゐるのである。

また我が國はアルゼンティンと中華民國との間の爲替とか滿洲國とポーランド、和蘭、蘭領東印度、瑞西及び香港との間の爲替とか、香港とメキシコとの間の爲替の媒介の任に當つてゐる。

第三章 外國郵便爲替制度の概要

第一節 爲替の種類

外國爲替には通常爲替、電信爲替の二種がある。この外に聯合約定及び中華民國との約定に

依るものに代金引換爲替と稱するものもあるが、これは代金引換郵便物の取立金を送付する爲のもので通常爲替と實體に變りはない。

これら外國爲替の作用は内國爲替の場合と同様、通常爲替は郵便に依るもの、電信爲替は電信を利用するものであつて、通常爲替は總ての郵便爲替條約に於て、電信爲替は聯合約定並に英國との條約に於て認められてゐる。尤も聯合約定加入國であつてもまた我が國と電信爲替の交換を開始してゐないものもある。

第二節 取扱局

外國爲替は貯金局及び郵便局で取扱ふ。後者はその取扱ふ事務の範圍の相違に依り外國郵便爲替交換局、外國電信爲替局、外國郵便爲替通常局に分たれ、これをそれぞれ交換局、電信爲替局、通常局と略稱してゐる(外國爲替規程第三條)。

國際關係の事務にはどうしても英語又は佛語の語學が必要である。然し全國の取扱局に外國語に堪能なる吏員を配置することは人と經濟の兩方面から見至難のことであるから、特別な局にのみ語學に得意な吏員を配置してこの局でその受持局又は自局が振出した爲替に對し爲替證書を作成して外國の局に送付し、また外國の局より到着のものに對し爲替證書に翻譯箋を作成貼附して國內の局に送達する仲介事務を執らしめる必要がある。この局を交換局と稱する。

取扱局區別

交換局

交換局は通常爲替と電信爲替の仲介事務即ち交換事務を執るばかりでなく外國爲替の受拂事務をも取扱ふのである(外國爲替規程第四條)。

貯金局は、交換局がカード式及び案内式通常爲替の交換事務を取扱ふに對し、目錄式通常爲替の交換事務を取扱ふ(第三節交換方、法の項参照)。

従つて目錄式に依る通常爲替に付ては郵便局としては交換局、電信爲替局、通常局の區別なく總て貯金局を經由して受拂事務のみを取扱ふのである。

電信爲替のみに付て外國との交換事務を取扱ふ局を電信爲替局と謂ふ。この局は振出電信爲替に付ては爲替電報を外國に發送し、また到着電信爲替に付ては證書(爲替電報送達紙)に翻譯箋を付けて國內の拂渡局に送達する外、外國爲替の受拂事務をも取扱ふのである(外國爲替規程第五條)。

通常局は貯金局、交換局又は電信爲替局を經由して外國爲替の受拂事務のみを取扱ふ局である(外國爲替規程第六條)。

右は外國爲替の特殊性に基く取扱局の分類であるが、尙取扱事務の範圍に依り分類することもある。即ち外國郵便爲替は殆んど總ての郵便局で取扱はれるが、(イ)無集配三等局では少數の局を除き中華民國以外の國との爲替を取扱はないこと、(ロ)主要な一等局(交換局及電信爲替局)の外は電信爲替の振出を取扱はないことになつてゐる(外國爲替規程第三條、昭和五年告示一六五五號、爲替貯金編甲下卷二六三頁)。

取扱局告示

通常局

電信爲替局

貯金局

第三節 交換方法

外國爲替の交換方法を述べれば左の通である。

通常爲替の交換方法にはカード式、目錄式、案内式の三種がある。

カード式とは振出國に於て作成するカード型爲替證書を拂渡局を経て受取人に送達する方法である。尙この方式に依る爲替に付ては差出人は受取人に宛てる通信文を無料で爲替證書に記載することが出来るといふ特異な點がある。

目錄式とは振出國に於て作成した爲替報知目錄を拂渡國に送付し、拂渡國に於て右の目錄に依り國內爲替證書を發行してこれを受取人に送達する方法である。

案内式とは振出國に於て爲替證書とこれに對する案内たる報知書とを作成し證書は原則として差出人に交付し、報知書は拂渡局に送付する方法である。

カード式は聯合約定及び中華民國との約定に於て、目錄式は米國、カナダ、英國及びメキシコとの條約に於て、案内式は香港、フィリッピン群島との條約に於て採用せられてゐる。

電信爲替は爲替の細目を電信で拂渡國の郵便局に通知するのであるから、爲替證書は當然拂渡國に於て作成せられる。爲替證書に特別な用紙を使用する國もあるが我が國では電報送達紙をその儘使用する(外國爲替規程第四三條)。尙外國電信爲替はその振出を郵便で確認することになつてゐる。

通常爲替

カード式

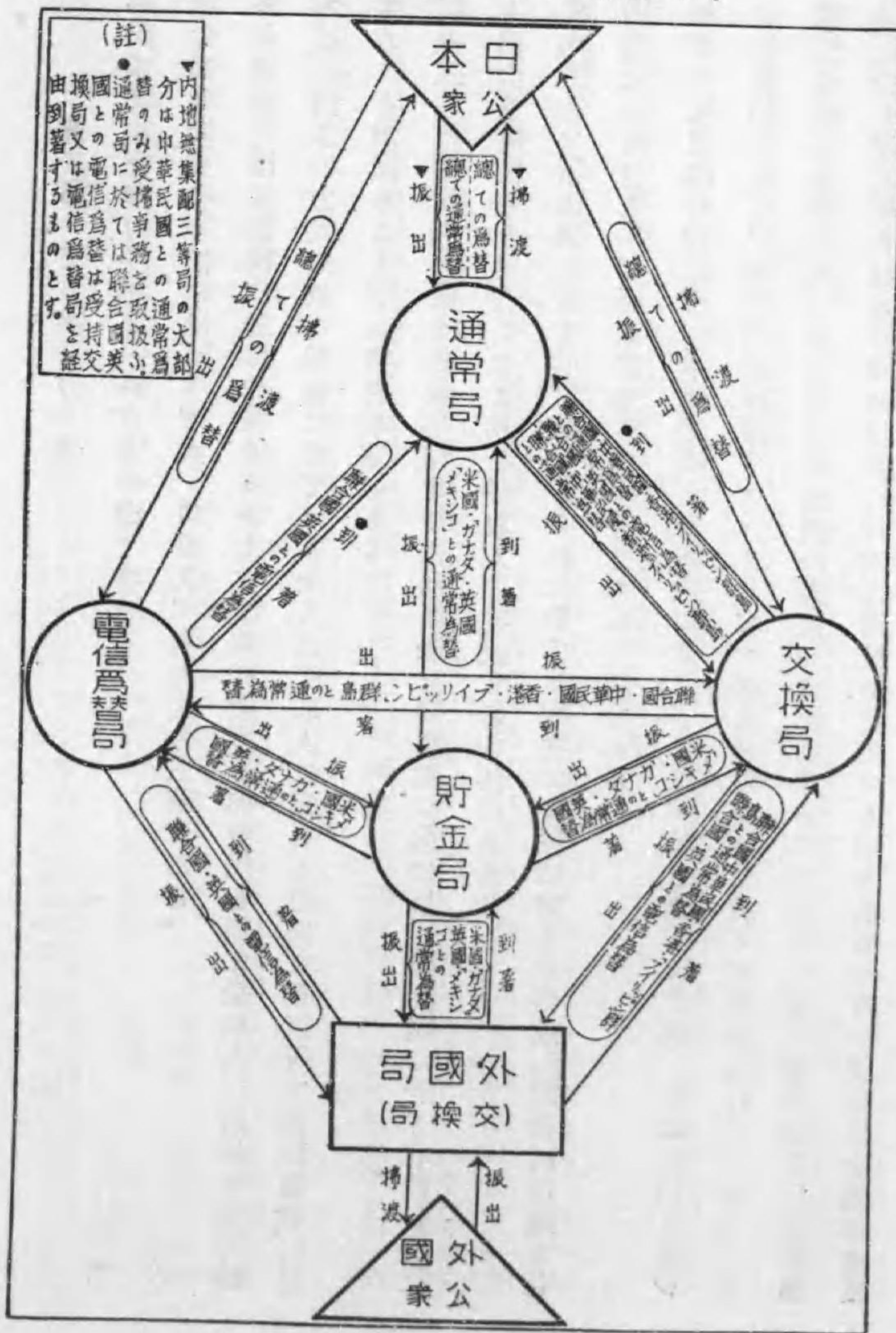
目錄式

案内式

電信爲替

る(聯合約定施行規則第一〇四條第一項、日英電信爲替條約第六條)。

す示を解圖の法方換交に下



表示貨幣

第四節 表示貨幣、換算割合、金額制限

外國爲替は貨幣を異にする諸外國を相手に取組むものであるから、爲替金額を表示する貨幣即ち表示貨幣を決定する必要がある。現に我國に於て行はれてゐる爲替金額表示の方法には次の三種がある。

- (イ) 拂渡國貨幣を以て表示するもの
- (ロ) 第三國の貨幣を以て表示するもの
- (ハ) 交換國の何れか一方の國の貨幣を以て表示するもの

右の内(イ)の方法は確定金額を送付し得るから利用者にと便利であると共に爲替相場變動上の危険は相互に振出國に於て負擔するから公平でもあつて爲替金額表示の通則となつて居り英吉利、カナダ、獨逸、佛蘭西等最も多數の國との間に行はれてゐる。然し關係國に於て他方の國の貨幣の相場が建たない等の爲名宛國の貨幣で表示することが出來ぬ場合には第三國の貨幣、主として英、米、佛貨等を表示貨幣とする。これが(ロ)の場合であつて、例へばチリとは英貨、フィリピンとは米貨、チェコスロヴァキアとは佛貨で表示するが如きである。また爲替利用の實狀、條約締結當時の事情に依つて交換國の何れか一方の貨幣を以て金額を表示するものもある。これが(ハ)の場合で、米國とは双方共米貨で、香港又は中華民國とは双方共我

換算割合

が國の圓、錢で表示してゐる。

爲替は自國の貨幣を以て受拂せられるから、外國貨幣を以て表示してある振出又は到着の爲替の金額に付ては自國貨幣と外國貨幣との間に替算が必要となる。この換算に使用する兩貨幣間の比率を外國貨幣換算割合と稱する。換算割合は銀行爲替に於ける爲替相場に該當するものであつて、振出換算割合と到着換算割合に分たれ、これらは恰も銀行爲替の賣相場と買相場に當りその間に多少の開きがある。

貯金局では常に爲替相場に注意を拂ひ、その變動に應じて換算割合を改定し、その都度官報及び遞信公報で公示する。尙取扱者の利便の爲に變更の有無に拘らず毎週一回遞信公報に總ての換算割合を掲載することになつてゐる。

外國爲替でも内國爲替と同様の理由に依り爲替一口の金額に制限を附する必要があるので關係條約等にそれぞれ規定せられてゐる。

聯合約定に於ては振出最高額を千金フランと定めその範圍内に於て決定し得ることとなつて居り(聯合約定 第四條)、また一口の爲替の拂渡最高額は原則として同國に於て定むる爲替の振出最高額と同一とすることになつてゐる(聯合約定 第一條)。従つて或る國への振出最高額を定めるのに相手國の拂渡最高額を無視することは出来ないわけで、結局個々に相手國と協議して決定せられるの

金額制限

振出最高額
拂渡最高額

である。特別條約に於ては振出最高額が相互に確定してゐるから拂渡最高額は自然決定せられる即ち一口の振出最高額が相手國の拂渡最高額となるので、別に拂渡最高額に關する規定を要しないのである。かやうに最高額は條約に依り異なるばかりでなく、同じ條約に依る場合でも交換國に於ける經濟事情に依り左右せられるので區々に互つてゐるが、現在中華民國と交換するものは通常爲替は四百圓、代金引換爲替は千圓となつて居り、その他の國と交換するものは相手國に依り四百圓と定められてゐるものがあり、又四百圓の平價を基準として外國貨幣で定められてゐるもの若はそれ以下のものもある。

外國爲替一口の振出最低額及び拂渡最低額は結局端數制限の問題であつて、錢位未滿又は爲替金額表示貨幣の最低位未滿の端數を附けることを禁止してゐるのである(外國爲替規 則第六條)。

尙主なる爲替交換國と之に宛つる爲替の表示貨幣及び最高額は第四章取扱手續の項に掲げてあるから參照せられたい。

第五節 爲 替 料

外國爲替に在つては、銀行爲替と異り換算割合中に送金の手數料を含めてゐないので、別にこれを料金として徴收する。これが爲替料である。

爲替料に關しては聯合約定では料金統一の建前より各國の徴收すべき爲替料の標準を定めて

振出最低額
拂渡最低額

居り、中華民國との約定では在外局撤廢の事情より低廉なる爲替料を規定してゐる。その他の條約では振出國に於て自由に決定し得ることになつてゐる。我が國では聯合約定の規定に基き爲替料を決定し、これを中華民國との約定以外の條約に依る總ての爲替に適用してゐる。爲替料は左の通である。

一、中華民國と交換するもの

五圓迄	五錢	六十圓迄	三十五錢	二百四十圓迄	六十五錢
十圓迄	十錢	九十圓迄	四十錢	二百七十圓迄	七十錢
二十圓迄	十五錢	百二十圓迄	四十五錢	三百圓迄	七十五錢
三十圓迄	二十錢	百五十圓迄	五十錢	三百三十圓迄	八十錢
四十圓迄	二十五錢	百八十圓迄	五十五錢	三百六十圓迄	八十五錢
五十圓迄	三十錢	二百十圓迄	六十錢	四百圓迄	九十錢

二、その他の外國と交換するもの

(イ) 通常爲替 爲替一口毎に十錢及爲替金額十圓迄毎に五錢

(ロ) 電信爲替 通常爲替料及外國電報料

第六節 特殊の取扱

外國爲替の主なる特殊の取扱に付て述べれば左の通である。

留置

留置とは爲替證書を差出人の指定した局に爲替證書の有効期間内留置き、受取人の出頭を俟つて交付する制度である。内國爲替では電信爲替にのみ此の制度を認めてゐるが、外國爲替に付ては通常爲替にもこの取扱が出来る。留置の請求は無料である。尤も名宛國で受取人より保管料を徴収することがあるが、現在我が國では到着の留置爲替に對し保管料を徴収してゐない

二、航空送達

航空送達とは爲替證書を航空郵便に依り送達する制度で、此の取扱に對しては外國通常葉書に付定められた航空料を徴収することになつてゐる。

三、別配達又は別使配達

別配達又は別使配達は何れも爲替證書を配達局より受取人に特使を以て配達する制度で、通常爲替證書は郵便官署に於て又電信爲替證書は電信官署に於て配達に付するところから、その機關の用ふる名稱をその儘使つてゐるのである。通常爲替の別配達は郵便の別配達と同様であつて、請求の際料金を要するばかりでなく名宛國で受取人より補充料を徴収することがある。また電信爲替の別使配達は電報のそれと同じく外國電報規則に依るのであつて、差出人の希望に依つては差出人より徴收せず受取人より徴収することもある。

別配達又は別使配達

航空送達

四、拂渡済通知

拂渡済通知とは爲替金の拂渡を了したことを差出人に通知する制度である。内國爲替に付ては爲替差出の際に限り請求し得るのであつて、郵便に依るものと電信に依るものがあるが、外國爲替に付ては差出の際の外、差出後でも請求が出来るが、何れの場合にも郵便に依るもののみが認められてゐる。

五、取調請求

取調請求とは爲替が拂渡されたかどうか即ちその處理模様を取調べることを目的とする制度である。内國爲替に付ては郵便に依るものと電信に依るものがあるが、外國爲替に付ては郵便に依るもののみが認められてゐる。取調請求には條約の別又は效果の異なるに従ひ、著否取調請求、單なる通報の請求及び拂渡済取調請求の三種がある。單なる通報の請求は著否取調請求の期間を経過した後には於て請求し得るもので、誤拂の事實が判明しても賠償を受け得ないといふ點で他のものと異なる。

尙著否取調請求又は單なる通報の請求は外國に於て我が國又は第三國宛に振出した爲替に付ても認められてゐる。

六、名宛變更

名宛變更

名宛變更とは文字の示す如く爲替の名宛を變更することであつて、爲替の受取人の居所氏名の一部に變更を加へることは勿論受取人を別人に變更することも出来る。その方法には郵便に依るものと電信に依るものがある。尤も爲替を受取人に交付した後には於ては名宛變更の請求は無効に歸する。

七、取戻

取戻とは差出人に於て送金の必要がなくなつた等の場合、爲替證書の返送を受ける制度である。カード式爲替特有のもので、實質は拂戻請求と變りはない。これにも郵便に依るものと、電信に依るものがある。

八、日附認證

日附認證

日附認證とは爲替證書の有効期間を経過した場合、その有効期間を更新する制度であつて、差出人又は受取人の何れからも請求が出来る。振出國郵政廳で爲替證書面にその證印を押捺し、これに依つてその日附から新に爲替の有効期間を持つことになるのである。

九、拂渡認可書、再度證書

拂渡認可書
再度證書

外國郵便爲替證書が亡失、毀損又は汚斑した場合にはそれに代る證書を請求することが出来るのは内國爲替に於けると同様であるが、その名稱はカード式爲替に付てはこれを拂渡認可書

と稱し、その他の爲替に付ては再度證書と呼んでゐる。拂渡認可書は受取人又は差出人より請求することが出来る。再度證書は受取人より請求し得るのであるがフィリップスの爲替に限り差出人が受取人の爲に請求する場合をも認めてゐる。

一〇、拂 戻

拂戻には次の三通の場合がある。

(イ) 外國爲替が有効期間經過、受領拒絶その他の事由に因り受取人に拂渡されずして外國より返還せられた場合には爲替證書又は拂戻認可書に依つて無料で拂戻が出来る。

(ロ) 爲替證書又は拂戻認可書を入手したが、それを亡失、毀損又は汚損した場合には拂戻請求をした上拂戻認可書を受けこれに依つて拂戻が行はれる。

(ハ) 送金の必要が無くなつた等に因り拂戻請求をする場合には條約の別に従ひ取戻請求又は拂戻請求の手續をした上爲替の返還せられるを俟つて、爲替證書又は拂戻認可書に依つて拂戻をするのである。従つて既に爲替證書を受取人に交付し又は爲替金を拂渡した後に於ては此の請求は無効に歸すること勿論である。

以上述べた特殊の取扱はどんな爲替に認められてゐるか、その料金は何程かに付ては第四章第一節の三及び同第二節の三に掲ぐる表を参照せられたい。

拂 戻

第四章 外國郵便爲替の取扱手續

第一節 振 出 爲 替

記入例第一 中華民國宛 差出人日本人、受取人中國人の場合 (第五項附註)

通常爲替
振出請求
書の受付

一、振出事務
外國郵便
爲替の振出
に付て通常
爲替のこと
から話をす
すめやう。
先づ請求人
に外國郵便
爲替振出請
求書用紙を
交付し、こ
れに必要なの

外國郵便爲替振出請求書	
<small>(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)</small>	
<small>(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)</small>	
爲替金額	貨 四 百 圓 也
Amount of Order required:	
受取人	王 學 仁
受取人居所	中華民國廣東省城西門内 福地巷一一號
Payable to M	
Address:	
差出人	岸 田 四 郎
差出人居所	群馬縣前橋市 本町一番地
Sent by	
Address:	
<small>特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡通知) 指定欄</small>	

・「ラテン」文字を以て受取人の居所氏名を記載したる紙片を貼附せるもの

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 米貨 八拾五弗五拾仙

Amount of Order required:

受取人 山川清

受取人居所

Payable to Mr. Kiyosi Yamakawa,
Address: 330 West 42nd Street,
New York, N.Y., U.S.A.

差出人 冬野 肇子
差出人居所 東京市麹町區三番町三番地

Sent by

Address:

特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知) 指定欄

記入例第三 米國宛 差出人及受取人日本人にして差出人「ラテン」文字にて記載し能はざる場合 (規則第十七條第三項)

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨

Amount of Order required: Two hundred fifty yen only.

受取人

受取人居所

Payable to Mr. Cheng Yu-hsiang,
Address: 770, Avenue Joffre,
Shanghai, China.

差出人

差出人居所

Sent by Karl Gerspensen,
Address: 2, Kitaitibantyo,
Sendai, Miyagi-ken.

特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知) 指定欄

Advice of Payment.

第二編 外國郵便爲替
事項を記載して差出さしめる(外國爲替規則第一七條、外國爲替規程第一五條第一項第一號)
茲にその記入例を示さう。
記入例第二 中華民國宛 差出人外國人、受取人中國人の場合 (規則第十七條第五項後段)

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨 參百八拾圓也

Amount of Order required:

受取人 池田 誠二

受取人居所

Payable to Mr. Seizi Ikeda,
Address: 90, Rue Bonaparte,
Paris VIe.
France.

差出人 仲田 秀雄

差出人居所 秋田市田中町五番地

Sent by Hideo Nakata,

Address: 5, Tanakatyō,
Akita.

特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知) 指定欄

記入例第五 佛國宛 差出人及受取人日本人にして邦貨にて請求したる場合 (別規第十一條)

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨 百參拾五圓五拾錢也

Amount of Order required:

受取人 小林 ハナ夫人

受取人居所

Payable to Mrs. Hana Kobayasi,
Address: 89, Hennesy Road,
Hongkong.

差出人 鈴木 太郎

差出人居所 東京市京橋區京橋三丁目四番地

Sent by Tarō Suzuki,

Address: 4, Kyōbasi Santyōme,
Kyōbasichū Tokyo.

特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知) 指定欄

記入例第四 香港宛 差出人及受取人日本人の場合 (第四項第十七條)

記入例第六 白耳義宛 差出人日本人、受取人外國人にして運送爲替(二口)の場合(以爲標準)

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨 = 口 (-ロ.. Belgas 1000)
(-ロ.. Belgas 200)

Amount of Order required: *One thousand two hundred belgas*

受取人
受取人居所 _____

Payable to *Monsieur F. Maes.*
Address: *59, Rue du Marche-anx-Charbons, Bruxelles, Belgique.*

差出人 *堀田光一*
差出人居所 *茨城縣水戸市 泉町六番地*

Sent by *Kōiti Hotta,*
Address: *6, Izumityō, Mito, Ibaraki-ken.*

特取取扱(電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡通知)指定欄
航空(イタ、ブラセル間 航空送達)

ところで、どんな國と爲替が取組めるか、爲替金の表示貨幣又は最高額はどうかを確めるには外國爲替交換國等を示す表(大正一四年告示一五一二號以下交換國名表と略稱する)を見なければならぬ。また爲替金の換算は最近の換算割合を適用し外國郵便爲替金換算心得に依るのである(昭和五年二月四日告知「爲替貯」)。尙外國貨幣換算表に依ることも出来る。金編甲下巻二八二頁)。

左に主要交換國と爲替金の表示貨幣及び最高額を掲げる。

國名	帝國振出爲替表示貨幣	帝國振出爲替一口ノ最高額
*「アルジェリ」	法、(佛貨)	七 千
「アルゼンティン」共和国	「ペソ」(亞貨紙幣)「セントウオ」	五 百
塊地 義國	磅、志、片	二 十 磅
*白耳義國	「ベルガ」、「サンチエム」	千 百
「ブラジル」	「ミルレイス」(伯貨紙幣)「レイス」	三 百
英領印度國	圓、錢	四 百
「カナダ」	弗、(カナダ貨)	四 百
「チリ」	磅、志、片	十 百
中華民國	圓、錢	四 百
中國	圓、錢	二 百

第二編 外國郵便爲替

*「チニッコスロヴァキア」國	法、(佛貨)	山	三	千	法
*「ダンチツヒ」自由市	磅、志、	片	四	十	磅
*「蘭領東印」國	「クロネル」「丁抹貨」「オール」	片	七	百二十	「クロネル」
*「エジプト」國	「フロリン」、	片	五	百	「フロリン」
*「フィンランド」國	磅、志、	片	四	十	磅
*佛蘭西國	法、(佛貨)	山	七	千	法
*佛領印度支那國	法、(佛貨)	山	五	千	法
*獨逸國	「ライヒスマルク」、	片	八	百	「ライヒスマルク」
*「グレート、ブリテン」國	磅、志、	片	四	十	磅
*希臘國	法、(佛貨)	山	五	千	法
*香港	圓、	錢	四	百	圓
*「アイルランド」自由國	磅、志、	片	四	百	磅
*伊太利國	法、(佛貨)	山	四	千	法
*澳門	圓、	錢	四	百	圓
*「メキシコ」國	弗、(米貨)	仙	五	百	弗
*和蘭國	「フロリン」、	片	五	百	「フロリン」
*諾威國	「クロネル」、(諸威貨)	片	五	百	「クロネル」

三〇

受領證書
證明切符
の作成

*「フィリッピン」群島	弗、(米貨)	仙	二	百	弗
*「ポーランド」國	磅、志、	片	二	十	磅
*「ポルトガル」國	法、(佛貨)	山	千	十	法
*「サン、マリノ」共和國	法、(佛貨)	山	千	十	法
*暹羅國	圓、	錢	四	百	圓
*西班牙國	磅、志、	片	四	百	磅
*瑞典國	「クロネル」、(瑞典貨)	片	四	百	「クロネル」
*瑞西聯邦國	法、(瑞西貨)	山	千	四	法
*「アメリカ合衆國」	弗、(米貨)	仙	百	四	弗
*「ヴァンティカン」市	法、(佛貨)	山	千	十	法
*「ユーゴスラヴィア」王國	磅、志、	片	四	十	磅

備考 國名上部ニ*印ヲ附セルハ通常爲替ノ外電信爲替ヲモ交換シ得ル國ナリ

次に爲替金及び爲替料を受入れ、爲替金の受取となる外國郵便爲替金受領證書と爲替の振出を證明する爲の外國郵便爲替振出證明切符とを作成し、受領證書の爲替振出番號を振出請求書に轉記する。證明切符は云ふ迄もなく現金受入の監査資料となるものであるから、現金出納計算規程に依り所轄遞信局經由貯金局に送付する。(外國爲替規程第一、五條第一項第四號)

以上記入を了した振出請求書及び受領證書、證明切符の記入例を茲に示す。

用紙 11
番號

外國郵便爲替金受領證書

爲替振出番號 11 振出局日附印


名宛國 中華民國

爲替金額(外國貨幣ニテ) 邦貨 400圓

邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢

換算割合 壹 =付

特殊取扱 _____ 料金 _____ 圓 _____ 錢



記入例第七の乙

用紙 11
番號

外國郵便爲替振出證明切符

爲替振出番號 11 振出日附印


名宛國 中華民國

爲替金額 邦貨 400圓


邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢

換算割合 壹 =付

特殊取扱 _____ 料金 _____ 圓 _____ 錢



郵便切手貼附欄
九拾錢



外國郵便爲替振出請求書

振出日附印 振出局爲替番號 11 爲替證書發行日附印

爲替番號 _____

爲替證書用紙番號 _____

爲替金ノ邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢也

換算割合 壹 =付

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨 四百圓也

Amount of Order required: _____

受取人 王學仁

受取人居所 中華民國廣東省城西門内
福地巷一一號

Payable to M _____

Address: _____

差出人 岸田四郎

差出人居所 群馬縣前橋市
本町一番地

Sent by _____

Address: _____

特殊取扱(電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知)指定欄


記入例第七の甲 (記入例第一の換算)


外國郵便爲替金受領證書		用紙 番號 12
爲替振出番號 <u>12</u>		振出日附印 
名宛國 <u>China</u>		
爲替金額 (外國貨幣ニテ) <u>邦貨 250 yen</u>		
邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢		
換算割合 <u>壹</u> = 付		
特殊取扱 <u>Advice of Payment</u> 料金 _____ 圓 <u>3</u> 錢		

記入例第八の乙


外國郵便爲替振出證明切符		用紙 番號 12
爲替振出番號 <u>12</u>		振出日附印 
名宛國 <u>China</u>		
爲替金額 _____ 邦貨 <u>250 yen</u>		
邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢		
換算割合 <u>壹</u> = 付		
特殊取扱 <u>Advice of Payment</u> 料金 _____ 圓 <u>3</u> 錢		郵便切手 七拾三錢 

記入例第八の甲 (記入例第 二の續)

外國郵便爲替振出請求書	
振出日附印	振出局爲替番號 <u>12</u> 爲替證書發行日附印
	爲替番號 _____
	爲替證書用紙番號 _____
	爲替金ノ邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢也
	換算割合 <u>壹</u> = 付
(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)	
(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)	
爲替金額 _____ 貨	Amount of Order required: <u>Two hundred fifty Yen only.</u>
受取人	
受取人居所 _____	
<u>Payable to Mr. Cheng Yu-hsiang,</u>	
Address: <u>770, Avenue Joffre,</u>	
<u>Shanghai, China.</u>	
差出人	
差出人居所 _____	
<u>Sent by Karl Jespersen,</u>	
Address: <u>2, Kitaitibantyo,</u>	
<u>Sendai, Miyagi-ken.</u>	
特殊取扱 (電信爲替, 留置, 航空送達, 別配達, 確渡通知) 指定欄	
<u>Advice of Payment.</u>	

外國郵便爲替金受領證書		用紙 紙號 13
爲替振出番號	503	振出日附印 
名宛國	米國	
爲替金額(外國貨幣ニテ)	米貨 85 弗 50 仙	
邦貨換算額	293 圓 56 錢	
換算割合 壹	\$ = 付 ¥3.43348	
特殊取扱	料金 圓 錢	


記入例第九の乙

外國郵便爲替振出證明切符		用紙 紙號 13
爲替振出番號	503	振出日附印 
名宛國	米國	
爲替金額	米貨 85 弗 50 仙	
邦貨換算額	293 圓 56 錢	
換算割合 壹	\$ = 付 ¥3.43348	
特殊取扱	料金 圓 錢	



郵便切手
壹圓六拾錢



外國郵便爲替振出請求書		
振出日附印	振出局爲替番號 503	爲替證書發行日附印
	爲替番號	
	爲替證書用紙番號	
	爲替金ノ邦貨換算額 293 圓 56 錢也	
	換算割合 壹 \$ = 付 ¥3.43348	
(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)		
(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)		
爲替金額	米貨 八拾五弗五拾仙	
Amount of Order required:		
受取人	山川清	
受取人居所		
Payable to M	Mr. Kiyosi Yamakawa	
Address:	330 West 42nd Street, New York, N.Y., U.S.A.	
差出人	冬野雪子	
差出人居所	東京市麹町區三番町三番地	
Sent by		
Address:		
特殊取扱(電信爲替、留置、航空送達、別配達、抽渡済通知)指定欄		

記入例第九の甲 (三の續き)


用紙番號 14	
外國郵便爲替金受領證書	
爲替振出番號 504	振出局日附印
名宛國 香港	
爲替金額 (外國貨幣ニテ) 邦貨 135圓 50錢	
邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢	
換算割合 壹 _____ =付	
特殊取扱 _____ 料金 _____ 圓 _____ 錢	

記入例第十の乙


用紙番號 14	
外國郵便爲替振出證明切符	
爲替振出番號 504	振出局日附印
名宛國 香港	
爲替金額 邦貨 135圓 50錢	
邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢	
換算割合 壹 _____ =付	
特殊取扱 _____ 料金 _____ 圓 _____ 錢	郵便切手貼附欄
	

外國郵便爲替振出請求書		
振出日附印	振出局爲替番號 504	爲替證書發行日附印
	爲替番號 _____	
	爲替證書用紙番號 _____	
	爲替金ノ邦貨換算額 _____ 圓 _____ 錢也	
	換算割合 壹 _____ =付	
(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)		
(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)		
爲替金額 貨 百參拾五圓五拾錢也		
Amount of Order required: _____		
受取人 小林ハナ夫人		
受取人居所 _____		
Payable to <i>M^{rs}. Hana Kobayasi.</i>		
Address: <i>89. Kennesy. Road, Hongkong.</i>		
差出人 鈴木太郎		
差出人居所 東京市京橋區京橋三丁目四番地		
Sent by <i>Tarō Suzuki.</i>		
Address: <i>4, Kyōbasi Santyōme, Kyōbasi-ku, Tokyo.</i>		
特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、納渡済通知) 指定欄		

記入例第十の甲 (四記入例き第)

外國郵便爲替金受領證書		用紙 番號 15
爲替振出番號 15	振出局日附印	
名宛國 佛國		
爲替金額 (外國貨幣ニテ) 佛貨 3.306 フラン		
邦貨換算額 380 圓 00 錢		
換算割合 壹圓 = 付 Frs. 8.70		
特殊取扱 料金 圓 錢		

記入例第十一の乙

外國郵便爲替振出證明切符		用紙 番號 15
爲替振出番號 15	振出日附印	
名宛國 佛國		
爲替金額 佛貨 3.306 フラン		
邦貨換算額 380 圓 00 錢		
換算割合 壹圓 = 付 Frs. 8.70		
特殊取扱 料金 圓 錢	郵便切手貼附欄	

外國郵便爲替振出請求書		
振出日附印	振出局爲替番號 15	爲替證書發行日附印
	爲替番號	
	爲替證書用紙番號	
	爲替金ノ邦貨換算額 圓 錢也	
	換算割合 壹圓 = 付 Frs. 8.70	
(此ノ額ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)		
(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)		
爲替金額	貨 參百八拾圓也	
Amount of Order required:	3.306 フラン	
受取人	池田 誠二	
受取人居所		
Payable to	Mr. Seiji Ikeda,	
Address:	90, Rue Bonaparte, Paris VIe, France.	
差出人	仲田 秀雄	
差出人居所	秋田市田中町五番地	
Sent by	Hideo Nakata,	
Address:	5, Tanakatjō, Akita.	
特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡通知) 指定欄		

* 名宛國貨幣に換算したる爲替金は未書するものとす (五條法第三號第十)

記入例第十一の甲 (五の續き)

外國郵便爲替金受領證書		用紙 番號 16
爲替振出番號 16-17		
名宛國	白耳義	振出日附印 (二口ハ1,000ベルガ) (二口ハ200ベルガ)
爲替金額 (外國貨幣ニテ)	白貨 1,200	(二口ハ1,000ベルガ) (二口ハ200ベルガ)
邦貨換算額	718圓56錢	(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)
換算割合	壹Belga = 付 ¥0.598802	(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)
特殊取扱	航空料 1圓90錢 千タ、ブラッセル間 航空送達	

記入例第十二の乙

外國郵便爲替振出證明切符		用紙 番號 16
爲替振出番號 16-17		
名宛國	白耳義	振出日附印 (二口ハ1,000ベルガ) (二口ハ200ベルガ)
爲替金額	白貨 1,200	(二口ハ1,000ベルガ) (二口ハ200ベルガ)
邦貨換算額	718圓56錢	郵便切手貼附額 五圓七拾錢
換算割合	壹Belga = 付 ¥0.598802	
特殊取扱	航空料 1圓90錢 千タ、ブラッセル間 航空送達	

記入例第十二の甲 (六記入例キ)

外國郵便爲替振出請求書	
振出日附印	振出局爲替番號 16-17 爲替證書發行日附印
	爲替番號 _____
	爲替證書用紙番號 _____
	爲替金ノ邦貨換算額 718圓56錢也
換算割合 壹Belga = 付 ¥0.598802	
(Belgas 1000 = ¥598802 200 = ¥119760)	
Amount of Order required: One thousand two hundred Belgas.	
受取人 受取人居所 _____	
Payable to Monsieur F. Maes, Address: 59, Rue du Marche - aux - Charbons, Bruxelles, Belgique.	
差出人 堀田 光一 差出人居所 茨城県水戸市 泉町六番地	
Sent by Koiti Hotta, Address: 6, Izumityō Mito, Ibaraki-Ken.	
特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別便建、拂渡済通知) 指定欄 航空 (千タ、ブラッセル間 航空送達)	

第二編 外國郵便爲替

四四

それから郵便局の控とするため振出請求書に依り外國爲替振出帳(内國爲替振出帳兼用、但し交換に爲替の細目を記入する(外國爲替規程第一、五條第一項第五號))

記入例第十三 (爲替振出帳内國爲替兼用)

月	日	金額			證券記號	差出人住所氏名	受取人住所氏名	郵便局	備考
		万	千	百					
5	1	4	0	0	用 11/11	本町一岸田四郎	王學仁 中華民國廣東省 城西門外福地巷一號	中華民 國	
		2	5	0	用 12/12	Karl Gjestensen 2, Sakkaugsg	Mr. Cheng Yu-faiang, 770, Quekde Joffas, Shanghai, China	"	A.P. 9003
		3	8	0	用 13/13	一毛町 神田秀雄	池田誠二 90, Rue Bonaparte, Paris 14 ^e , France.	佛國	3,306 75 21 一円 48 8.70 75 25

記入例第十四 (爲替振出帳)

提出 月日	提出 番號	提出 用紙番號	名 宛 國	爲替金額	邦貨換算額		換 算 合 計	振出 月日	振出 局名	振出 番號	差 出 人 氏 名	差 出 人 所 居 所	受 取 人 氏 名	受 取 人 所 居 所	備 考 (特別取 引金等)	
					千	百										
22	501	911	China	4400.00				27	前橋	11	岸田 四郎	王學仁			advance of payment 4003	
"	502	912	"	4250.00				"	仙台	12	Karl Gjestensen	Mr. Cheng Yu-faiang				
"	503	13/	U.S.A.	\$ 85.50	29	35	64	33	48		冬野 雪子	330 41st St. Sardona City Kogosi Kogosi Kogosi New York N.Y.				
"	504	14/ 51	Hongkong	4135.50							鈴木 太郎	88 Hennessey Road, Hongkong				
"	505	913	France	3004.00	38	0	0	0	21	秋田	15	神田 秀雄	Mr. Suzuki Jiro			租屋 4,190 電話 1,000 電報 1,570 Belgium 1,200
"	506	914	Belgium	1200.00	7	1	8	5	6		沼田 光一	F Mans				
"	507	915	Belgium	1200.00	7	1	8	5	6		沼田 光一	F Mans				

振出請求書の送付

連続爲替

通信の特

代金引換爲替

第二編 外國郵便爲替

四六

さて振出請求書は聯合約定、中華民國との約定、香港又はフィリッピン群島との條約に依る爲替に付ては受持交替局に、その他の國との條約に依る爲替に付ては貯金局に送付する（外國爲替規程第六號）。




同一差出人より同一受取人に宛て同一局に於て拂渡す二口以上の爲替は之を連続爲替と謂ひその振出請求書、受領證書及び證明切符は前掲記入例第六及び第十二の乙の如く各一通を作成し、振出番號は始終番號を、金額及び口數は合計とその内譯を記載すればよい。これは國內に於ける取扱の簡捷を圖つたので料金は内譯に従ひ一口毎に徴收する。尤も貯金局又は交換局では爲替一口毎に爲替目録に登記又は爲替證書を發行するのである（外國爲替規程第六條）。

聯合約定又は中華民國との約定に依る通常爲替の差出人は爲替證書に受取人に宛つる私用通信文を附記することが出来ることになつてゐるが、これを許さない國もあるから一應交換國名表に依つて確めた上、交換局では爲替の差出人に證書を交付して通知票に記載せしめ、通常局では交換局に於て通知票に貼附するに支障のない大きさの紙片に記載せしめ振出請求書に綴附する（外國爲替規程第十九條、外國爲替規程第一七條、第一〇二條）。

代金引換爲替に付て通常爲替と異なる點は郵便物到着通知書を振出請求書と看做して處理すること、爲替料を徴收しないこと、證明切符の郵便切手貼附欄に代金引換の種別を表示し、受領

證書は廢棄すること、通知書は之を調製した交換局に送付すること等である（外國爲替規程第一八條）。

記入例第十五

交換局日附印	代金引換郵便物到着通知書	
	差出人（即爲替名宛人）居所氏名 Carl Einstein & Co., Berlin W 57, Potsdamerstrasse 63, Germany.	
郵便物番號	名宛人（即爲替差出人）居所氏名 Tokuzi Nisida, 8 Sigurakatamali, Azabu-ku, Tokyo.	
123	代金引換金額（即爲替金額） 獨貨 300 円ニマルク	
	此邦貨換算額 418 圓 11 錢也	
	換算割合 壹円ニ付 1 圓 393728	
	上記（寄附金郵便物、特種郵便物、小包郵便物）到着ニ付本書ノ日附ノ翌日ヨリ七日内ニ本書及代金ヲ當局ニ差出シ受取方申出ラレ度候	
昭和十三年二月一日	麻布郵便局	
爲替振出日附印	振出局所爲替番號 10	爲替證書發行日附印
	爲替證書番號 290	

電信爲替の振出請求の受理は通常爲替の場合と大體同様であるが外國電報料を現金で徴收すること受取人に宛てる私用通信文に付ては其の語數に應じ相當電報料を要

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨
Amount of Order required: *Five hundred Reichs Marks only.*

受取人 吉原盛吉
受取人居所
Payable to *Mr. Seikiti Yosiwara,*
Address: *Leipzig, Quersstrasse 14, Germany.*

差出人 吉原盛作
差出人居所 長崎市入江町八番地
Sent by *Seisaku Yosiwara,*
Address: *8, Irietyo, Nagasaki.*

特殊取扱(電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知)指定欄

電信爲替(無線)後廻 通信文 *Rentrez vite.*

記入例第十六 獨逸宛にて通信文附記且無線及後廻の指定ある場合

する點が異なる。尙電信爲替は相手國に依りては無線電信に依り送達することが出来外外國電報に關する規定に依り諸種の特別取扱が出来る。

其の主なるものは後廻、書信、至急、別使配達である。出請求書、受領證書及び證明切符の記入例を示す。

(外國爲替規則第二〇三條、第二一〇條、外)

茲に振

外國郵便爲替振出請求書

(此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)

(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨
Amount of Order required: *Thirty-six pounds only.*

受取人
受取人居所
Payable to *M. William Stone & Co.,*
Address: *Guardian Building, Manchester, England.*

差出人 吉村正二
差出人居所 大阪市西區北堀江二丁目九番地

Sent by *Shoji Yosimura,*
Address: *2, Kitahorie Nityome, Nisi-ku, Osaka.*

特殊取扱(電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知)指定欄

Telegraph money order (wire) Advice of Payment.

記入例第十七 英國宛にして拂渡済通知の指定ある場合

電信爲替

用紙 17
番號

記入例第十八の乙

外國郵便爲替金受領證書	
爲替振出番號 118	振出局日附印
名宛國 獨逸	NAGASAKI 2.2.38 NIPPON
爲替金額 (外國貨幣ニテ) 獨貨 500 ^{ラヒスマルク}	
邦貨換算額 696圓86錢	
換算割合 壹 Rm. = 付 ¥1.393728	
特殊取扱電報 料金 17圓85錢	

電信爲替

用紙 17
番號

外國郵便爲替振出證明切符	
爲替振出番號 118	振出日附印
名宛國 獨逸	NAGASAKI 2.2.38 NIPPON
爲替金額 獨貨 500 ^{ラヒスマルク}	
邦貨換算額 696圓86錢	
換算割合 壹 Rm. = 付 ¥1.393728	
特殊取扱電報 料金 17圓85錢	郵便切手貼附欄 三圓六拾錢

記入例第十八の甲 (記入例第十の六の續き)

外國郵便爲替振出請求書		
振出日附印	振出局爲替番號 118	爲替證書發行日附印
NAGASAKI 2.2.38 NIPPON	爲替番號	NAGASAKI 2.2.38 NIPPON
	爲替證書用紙番號	
	爲替金ノ邦貨換算額 696圓86錢也	
	換算割合 壹 Rm. = 付 ¥1.393728 (此ノ線ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)	
(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)		
爲替金額	貨	
Amount of Order required:	Five hundred ReichsMarks only.	
受取人	吉原盛吉	
受取人居所		
Payable to	Mr. Seihiti Yosiwara,	
Address:	Leipzig, Querstrasse 14, Germany.	
差出人	吉原盛作	
差出人居所	長崎市入江町八番地	
Sent by	Seisaku Yosiwara,	
Address:	8, Irietyō, Nagasaki.	
特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡通知) 指定欄		
電信爲替(無線)後廻	通信文 Rentrez vite.	

電信爲替

用紙番號 18

外國郵便爲替金受領證書

爲替振出番號 119
 名宛國 英國
 爲替金額 (外國貨幣ニテ) 英貨 36ポンド
 邦貨換算額 617圓14錢
 換算割合 壹 鎊 = 付 17.14286
 特殊取扱電報 料金 35圓70錢

振出局日附印



記入例第十九の乙

電信爲替

用紙番號 18

外國郵便爲替振出證明切符

爲替振出番號 119
 名宛國 英國
 爲替金額 英貨 36ポンド
 邦貨換算額 617圓14錢
 換算割合 壹 鎊 = 付 17.14286
 特殊取扱電報 料金 35圓70錢

振出日附印



郵便切手貼附欄



外國郵便爲替振出請求書

振出日附印 振出局爲替番號 119 爲替證書發行日附印
 爲替番號
 爲替證書用紙番號
 爲替金ノ邦貨換算額 6.17圓14錢也
 換算割合 壹 鎊 = 付 17.14286
 (此ノ鎊ノ上部ハ振出局當務者ニ於テ記入スルモノトス)



(下記各項ハ振出請求者ニ於テ記入セラルベシ)

爲替金額 貨
 Amount of Order required: *Thirty-six pounds only.*

受取人
 受取人居所
 Payable to *M. William Stone & Co.,*
 Address: *Guardian Building,*
Manchester, England.

差出人 吉村正二
 差出人居所 大阪市西區北堀江
 二丁目九番地
 Sent by *Shoji Yosimura,*
 Address: *9, Kitahorie Nityōme,*
Nisi-ku, Osaka.

特殊取扱 (電信爲替、留置、航空送達、別配達、拂渡済通知) 指定欄

Telegraph money order (wire) Advice of Payment.

記入例第十九の甲 (七の續き)

外國向郵便爲替に付ては外國向郵便振替と共通の送金制限が置かれ、當分の内郵便官署の承認ある場合の外、同一人より同一日に同一國に宛てる送金は、千圓又は其の外國貨幣に於ける相當額を限度とすることになつてゐる（昭和六年一月二十五日告示二四九）。この制限は主として爲替相場の變動に乗じて事業が投機に利用せられることを避けるといふ事業上の理由と、他面外國爲替管理法の趣旨に協力する目的に依るのである。右の千圓を越ゆる送金に付ては一々送金目的を聞いて許否を決定するのであつて、邦貨表示の爲替に付ては管理法への協力だけの關係であるから郵便局限り承認し得ることにしてゐるが、外貨表示の爲替に付ては爲替相場の關係をも見る必要があるので貯金局で許否を決定することに定めてゐる。その取扱の要領は次の通である（昭和七年七月二日貯第一一八號貯業第二〇四二號、昭和十一年一月一日貯第一三五四號通牒）。

(イ) 邦貨表示の爲替即ち中華民國、香港、暹羅、澳門向のものに付ては昭和八年四月二十六日大藏省令第七號及び昭和十二年一月八日大藏省令第一號に照し大藏大臣の許可を要する送金かどうかを判断し、許可を要しないものは其の儘、許可を要するものは許可書の呈示を求め、郵便局限りでこれを受付けること。

(ロ) 外貨表示の爲替即ち(イ)以外の國宛のものに付てはその受付を見合せ送金者の氏名職業等と共に送金の目的及大藏大臣の許可の有無を具して貯金局國際業務課に電報で照會した上

その回答を俟つて處理すること。

(ハ) 外國來代金引換郵便物にして其の金額引換が千圓を越ゆるものに付ては引換代金受入に先ち大藏大臣の送金許可書を呈示させ、これに對する爲替の振出に付ては貯金局に照會を要しないこと。

前記大藏省令に定むる大藏大臣の送金許可を要せざる限度は送金目的に依り異つて居り、輸入貨物代金決済の爲にする送金の如きは一ヶ月を通じ百圓となつてゐるが、郵便局としては少額のものに付て一々送金目的を聞いて處理することは煩雜でもあり又假令これを實行するとしても送金人が目的を偽るとか、數局に互り或は名義を變更して振出すときは到底取締の効果を期待し得ない事情から、目下の處千圓以下の送金に付ては送金目的を聞かず、その儘受付けることにしてゐるのである。然し送金者としては遞信省告示に依る制限如何に拘らず外國爲替管理法に拘束せられるのであるから、送金制限に付て送金者より問合を受けた場合には此の點に注意を促すことが望ましい。

二、交換事務

交換局に於ては振出請求書（他局受付のものに付ては先づ逆式の有無を檢査し、振出簿）に基き、聯合約定、中華民國との約定に依る爲替に付ては爲替證書（代金引換爲替に付ては外）を發行し、香港又は

通常爲替
爲替證書
等の發行

ファイリッピン群島との條約に依る爲替に付ては爲替證書及び報知書を發行する (外國爲替規程第一條第一號) 次にその例を掲げる。

<p>通知票</p> <p>(受取人ニ於テ之ヲ切離スコトヲ得)</p> <p>爲替金額 「アラビヤ」數字ニテ記入スルコト) ¥400 00</p> <p>差出人ノ表示 岸田 四郎 群馬縣前橋市 本町一番地 振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON 千九百三十八年二月二日</p>		<p>日本國遞信省</p> <p>用紙番號 911</p> <p>du Japon</p> <p>國際郵便爲替證書</p> <p>金額 ¥400 00</p> <p>「アラビヤ」數字ニテ記入スルコト</p> <p>金四五百圓也 (單位以上ハアラテンノ數字ニテ完記スルコト)</p> <p>受取人 王學仁 取地名 廣東省 宛地名 城西門内福地巷一號 宛地 中華民國</p> <p>事務用記事 振出番號 501 振出日附 Feb. 2, 1938 振出局 Tokyo (1) 名宛郵政廳ニ於テ換算ヲ爲ストキ記入スベキ事項</p> <p>爲替證書署名 村上孝一 (振出局印) KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>		<p>郵便切手ノ貼附又ハ徵收ツケル料金ノ指示</p> <p>料金徴収済 Affranchi</p> <p>振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>	
<p>通知票</p> <p>(受取人ニ於テ之ヲ切離スコトヲ得)</p> <p>爲替金額 「アラビヤ」數字ニテ記入スルコト) Belgian 1000 00</p> <p>差出人ノ表示 Kaiti Hotta by Jyemtygo, Mita, Shanaki-ken 振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON 千九百 年 月 日 Le 2 février 1938</p>		<p>日本國遞信省</p> <p>用紙番號 914</p> <p>du Japon</p> <p>國際郵便爲替證書</p> <p>金額 Belgian 1000 00</p> <p>「アラビヤ」數字ニテ記入</p> <p>Par Avion 航空郵便 Mita Belgas Pour livraison de Paris (單位以上ハアラテンノ數字ニテ完記スルコト)</p> <p>受取人 Mr. F. Maes 取地名 Bruxelles, 宛地名 59, Rue du Maréchal-amr-Charlens, 宛地 Belgique.</p> <p>事務用記事 振出番號 506 振出日附 Le 2 février 1938 振出局 Tokyo (1) 名宛郵政廳ニ於テ換算ヲ爲ストキ記入スベキ事項</p> <p>爲替證書署名 K. Murakami (振出局印) KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>		<p>料金徴収済 Affranchi</p> <p>郵便切手ノ貼附又ハ徵收ツケル料金ノ指示 affranchissement perçu 95 den</p> <p>振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>	

記入例第二十 (記入の横書き)

前橋 11.

記入例第二十一 (記入の横書き)

<p>通知票</p> <p>(受取人ニ於テ之ヲ切離スコトヲ得)</p> <p>爲替金額 「アラビヤ」數字ニテ記入スルコト) Belgian 1000 00</p> <p>差出人ノ表示 Kaiti Hotta by Jyemtygo, Mita, Shanaki-ken 振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON 千九百 年 月 日 Le 2 février 1938</p>		<p>日本國遞信省</p> <p>用紙番號 914</p> <p>du Japon</p> <p>國際郵便爲替證書</p> <p>金額 Belgian 1000 00</p> <p>「アラビヤ」數字ニテ記入</p> <p>Par Avion 航空郵便 Mita Belgas Pour livraison de Paris (單位以上ハアラテンノ數字ニテ完記スルコト)</p> <p>受取人 Mr. F. Maes 取地名 Bruxelles, 宛地名 59, Rue du Maréchal-amr-Charlens, 宛地 Belgique.</p> <p>事務用記事 振出番號 506 振出日附 Le 2 février 1938 振出局 Tokyo (1) 名宛郵政廳ニ於テ換算ヲ爲ストキ記入スベキ事項</p> <p>爲替證書署名 K. Murakami (振出局印) KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>		<p>料金徴収済 Affranchi</p> <p>郵便切手ノ貼附又ハ徵收ツケル料金ノ指示 affranchissement perçu 95 den</p> <p>振出局印 KOKYO 2.2.38 NIPPON</p>	
<p>拂込金額 ¥598 80 (振出國貨幣)</p>		<p>振込金額</p>			

水戸 16

日本帝國遞信省

用紙番號 57

爲替番號 No. 504	振出局印 TOKYO 2238 NIPPON
金額 YEN 135 SEN 50	
下記金額=對上記郵便局より 振出シタル郵便爲替ノ報知書 Hongkong 郵便局=宛	
One hundred and thirty-five yen 50/100	
受取人—	
Mrs. Hana Kobayashi	居所 89, Hennessy Road, Hongkong.
送出人	
Tano Sueteki.	居所 4, Kyofasi Sankuomachi, Kyobashi, Ku, Tokyo.
振出局印	
	K. Murakami 振出吏員

日本帝國遞信省

用紙番號 57

振出局印 TOKYO 2238 NIPPON	郵便爲替證書
爲替番號 No. 504	金額 ¥135.50
下記金額當局報知書掛名ノ者ニ拂渡相成取也 One hundred and thirty-five yen 50/100	
	K. Murakami 振出吏員
振渡郵便局	
Hongkong.	
振出局印	
	上記金額受領者也
	受取人ノ署名

記入例第二十二 (記入の順序を参照)

證書作成上注意すべき點は(イ)塗抹改竄せぬこと、(ロ)鉛筆で記載せぬこと、(ハ)中華民國宛以外は英語又は佛蘭西語を使用すること等である。尙香港の媒介に依る爲替が香港宛爲替と異なる點を挙げれば左の通である(外國爲替規程第)。

(イ) 報知書のみ調製し不要となつた爲替證書は廢紙とする。

(ロ) 報知書上部に二線を劃して中間に「Through Order」と朱書する。

(ハ) 濠洲及印度等宛には報知書の餘白に爲替金額に對する英貨額又は印度貨幣額を記入する(外國爲替規程)。また振出請求書はこれに爲替番號を記入する等相當手續の上貯金局に送付する(第二條第五號)。

聯合約定、中華民國との約定に依る爲替に付ては原則として爲替證書を露出の儘送付することになつてゐるが封皮に納め特定局に送付するものもある。香港又はフィリッピン群島との條約に依る爲替にして自局振出のものに付ては爲替證書を差出人に交付し同人の自費を以て受取人に送付せしめ、報知書のみを拂渡局に送付するが、通常局振出に係るものは爲替證書と報知書を一緒に特定局に送付する。尤も香港の媒介に依る爲替の場合は報知書のみを香港郵政廳に差立てる(外國爲替規程第一〇一)。

英國、米國、カナダ又はメキシコ宛の爲替に付ては貯金局に於て振出請求書に基き爲替の細目を記載した爲替報知目録を作成して名宛國の交換局に送付する(外國爲替規程第一八條)。

爲替證書等の差立

爲替目録の作成及發送

電信爲替に對しては振出請求書に依り次の例の如く爲替電報紙を作成して現金で徴收した電報料、其の他電報に關する特殊の取扱の料金あらばそれを添へ電信主任に頼信の手續をする。

記入例第二十三 (六の続き)

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS (Money Order Telegram)				
R.NO	Time sent	By	Collated by	Charges Telegram 17 85
Office of destination		Class		
Office of origin	No.	Words 15		
Date	Time	Remarks Asa	Total	17 85
= LC = (指 定) Mandat 118 爲替番號			Postage stamps (轉渡通知) Leipzig (轉渡郵便局名)	
(差出人ノ氏名)		(爲替金額) Seisaku Yosiwara 500 cingcents marks		
(受取人ノ居所氏名) Seikiti yosiwara Querstr 14				
(私用通信文) Rentrez vite				
爲替取扱者記名調印 飯田清作 (印)				
爲替日附印 NAGASAKI 2.2.38 NIPPON				

記入例第二十四 (七の続き)

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS (Money Order Telegram)				
RNO	Time sent	By	Collated by	Charges Telegram 35 70
Office of destination		Class		
Office of origin	No.	Words 15		
Date	Time	Remarks Voie Londres Fil	Total	35 70
(指 定) Mandat 119 爲替番號			Postage stamps (轉渡通知) Avis payement Manchester (轉渡郵便局名)	
(差出人ノ氏名)		(爲替金額) Shoji Yosimura 36 trente-six pounds		
(受取人ノ居所氏名) William Stone Co Guardian Building				
(私用通信文)				
爲替取扱者記名調印 谷口武男 (印)				
爲替日附印 OSAKA 2.2.38 NIPPON				

次に聯合約定に依る電信爲替に付ては電信爲替振出の確證として振出通知書を左の例の如く

記入例第二十五 (六の續き)

電信爲替振出通知書
AVIS D'EMISSION D'UN MANDAT TELEGRAPHIQUE

年 月 日 局差出 國 局宛
déposé au bureau de Nagasaki le 2 fév. 1938 pour le bureau de Leipzig
Germany
(Pays)

差出人氏名 Nom de l'expéditeur 1	爲替番號 Numéro du Mandat 2	受取人氏名身分及居所 Nom prénoms, qualité et domicile du destinataire: 3	爲替金額 Montant du mandat 4
<u>Seisaku Yosiwara.</u>	<u>118</u>	<u>Seikiti Yosiwara, Leipzig, Querstrasse Germany.</u>	名宛國貨幣 En monnaie du pays destination <u>RM 500.00</u> 出國貨幣振 En monnaie du pays d'origine <u>¥ 696.86</u>

千九百 年 月 日 於テ
A Nagasaki le 2 février 1938

振出局印 郵便局 Bureau de poste: Nagasaki. 名宛局印
(署名) (Signature) S. Iida



振出の際請
求し得るも
の

作成し拂渡局に送付しなければならぬ。これ等の手續を了した上振出請求書は貯金局に送付する(外國爲替規程)。尙英國との條約に依る電信爲替に付ては貯金局に於て電信爲替報知目録を作成し英國の交換局に送付する。

三、特殊の取扱

特殊の取扱の請求があるときは先づその取扱が出来る爲替であるかどうかを取調べねばならぬ。留置、名宛變更は總ての爲替に許されるが、別配達、拂渡済通知に付ては交換國名表を、其の他に付ては關係規定を夫々見なければならぬ。尙一般に爲替關係の料金は郵便切手で、電信關係の料金は現金で徴収するのである。

振出の際請求し得るものには留置、航空送達、別配達、別使配達及拂渡済通知等がある、これ等の取扱の請求があるときは振出請求書の特殊取扱指定欄に相當指定を記入せしめ、料金を徴収し、證明切符、受領證書及び振出帳(簿)の相當欄にその指定又は料金額を記入する(外國爲替規程第二〇條乃至第二二條、第一〇三條)

交換局では右の外に次の手續をする。

留置に付ては爲替證書の名宛局名の前に「Poste Restante」と表示する(外國爲替規程第一〇五條)。

航空送達に付ては爲替證書の料金額を「Affranchissement perçu: 2 yen 50 sen」の

如く記載する外名宛欄餘白に外國航空郵便票符を貼附し、その下部に送達線路名及び場合に依り送達區間を記載する。尙爲替證書を封皮に納めて發送するときは該封皮にも同様の手續をする(外國爲替規程第一〇五條ノ二)。

別配達に付ては爲替證書中成るべく名宛欄餘白に外國通常郵便別配達の票符を貼附する(外國規程第一〇六條)。別使配達に付ては交換局又は電信爲替局に於て爲替電報紙の指定欄に「Expres」と表示する。


拂渡濟通知に付ては聯合約定又は中華民國との約定に依る通常爲替ならば爲替證書に、香港との條約に依る爲替ならば爲替證書及報知書に「Avis de Payment」と表示する外拂渡濟通知書を作成して爲替證書又は報知書に結附する(外國爲替規程第一〇七條)。電信爲替に在りては爲替電報紙の指定の次に「Avis Payment」と表示し、尙聯合約定に依る電信爲替ならば振出通知書に「Avis de Payment」と表示する。

振出後請求し得るものには拂渡濟通知、著否取調、單なる通報、拂渡濟否取調、名宛變更、取戻、拂渡停止及拂戻がある。著否取調、單なる通報、名宛變更又は取戻に付ては所定の用紙に、其の他に付ては適宜の用紙に爲替の細目を記載し料金を添へ差出さしめ振出帳(簿)に其の旨を記入し夫々の手續をする。

振出請求し得るもの

左に著否取調、名宛變更及び取戻に付て通常局に於ける記入例を示す(外國爲替規程第三條、第三條、第三條、第三條)。

記入例第二十六 (記入例第五の續き)

郵便切手 貳拾錢 	
爲替著否取調請求書	
(振出局 = 於ケル記入欄)	
請求人ノ居所氏名	(名宛局 = 於ケル記入欄)
Hideo Nakata,	左欄記載ノ爲替證書ハ
5, Tanakatyō, Akita.	年 月 日 受取人 =
振出局 Akita.	正 = 拂渡濟
振出日附 1 ^{er} février 1938	局 = 於テ
振出番號 15	處理中
金額 Frs. 3.306.00	年 月 日 振出局 = 返
受取人氏名 Seiji Ikeda.	送濟
受取人ノ完全ナル居所 90, Rue Bonapar-	年 月 日 = 轉
te, Paris VIe, France.	送濟
名宛局 Paris.	局 =
備考	未著
爲替證書踪跡不明ト爲リケルトキハ爲替金額	年 月 日 = 於テ
ハ下記ノ者ニ拂渡スコトヲ要ス	振出局印
(イ) 振受票大	署名
(ロ) 差出人	名宛局印
年 月 日 = 於テ	署名
振出局印	不用ノ記事ハ抹消スルコト

郵便切手
参拾六銭
13.3.1

電信ニ依ル請求
(電報へ請求人ノ費用トス)

一、取戻請求

二、名宛變更請求

Substituer Stael Co., 37 Place Liedts (新名宛)
 ト F. Maes (原名宛) フ訂正アリ
 タシ 通常 電信爲替 (振出番號)
 du mandat ordinaire télégraphique 16-17
 (金額) Belgas 1.200.00
 du premier février (振出日附)
 à M F. Maes, 56, Rue du Marche-
aux-Charbons, (受取人ノ明確ナル居所氏名)

局 印
 (署名)
 郵便局當務者

記入例第二十八 電信に依る場合 (記入例第 六の續き)

郵便切手
参拾六銭
13.3.1

爲替取戻又ハ名宛變更請求書

郵便ニ依ル請求
(書留郵便物トシ請求人ノ費用ニテ送付スベシ)

一、取戻請求

二、名宛變更請求

下記爲替細項中 Stael & Co., 37, Place Liedts, Bruxelles. (新名宛)ト
F. Maes. (原名宛)ヲ訂正相成度當該 通常
 電信爲替ハ當局ヨリ貴局ニ宛テ 年 月 日送付致置候其ノ爲
 替ノ細項ハ下記ノ通ニ候
 局 印 振出番號 16-17 爲替金額 Belgas 1.200
 振出日附 1^{er} fév. 1938 振出局 Mito, Ibaraki-Kan
 受取人居所氏名 Monsieur F. Maes, 59,
Rue du Marche-aux-Charbons, Bruxelles, Belgique.
 差出人氏名 Kōiti Kotta.
 年 月 日 ニ於テ 郵便局
 署名

記入例第二十七 郵便に依る場合 (記入例第 六の續き)

注意 不用ノ記事ハ抹消スベシ

電信ニ依ル請求
(電報ハ請求人ノ費用トス)

一、取戻請求

通常電信爲替 (振出番號)
Renvoyer à origine mandat ordinaire 5
du 1^{er} février 1938 (振出日附) Frs. 3,306.00 (金額) à Mr. Seizi Ikeda
90, Rue Bonaparte, Paris VIe, France. (受取人ノ明確ナル居所氏名)
ヲ振出局ニ返送アリタシ

局印 (署名)

郵便局當務者

二、名宛變更請求

記入例第三十 電信に依る請求の場合 (記入例第五の続き)

爲替取戻又ハ名宛變更請求



郵便ニ依ル請求
(書留郵便物トシ請求人ノ費用ニテ送付スヘシ)

一、取戻請求

下記爲替ヲ差出人ニ交付ノ爲 局 (振出局)
ニ返送相成度當該 通常電信爲替ハ當局ヨリ貴局ニ宛テ
年 月 日送付致置候其ノ爲替ノ細項ハ下記ノ通ニ候

局印 振出番號 15 爲替金額 Frs. 3,306.00.
振出日附 le 1^{er} fév 1938 振出局 Akita.
受取人居所氏名 Mr. Seizi Ikeda.
90, Rue Bonaparte, Paris VIe, France.
差出人氏名

年 月 日 = 於テ 郵便局
署名

二、名宛變更請求

記入例第二十九 郵便に依る請求の場合 (記入例第五の続き)

事故處理

表示してあるものに付てはその金額を爲替到着の日の換算割合で邦貨に換算する。次に自局拂のものに付ては到着簿及到着報告書を、他局拂のものに付ては右の外翻譯箋を作成する。他局拂の爲替證書(場合に依り)は翻譯箋を添附し拂渡局に送付する(外國爲替規程第一三三條)。

金額相違其の他達式の點があつて、拂渡の可否に付て貯金局に照會を要するときは到着報告書備考欄に其の要旨を附記し、證書と共に書留郵便にて貯金局に送付し其の回答に依つて處理する、また聯合約定、中華民國との約定に依る爲替の名宛不完全其の他の事故に因り拂渡すことが出来ないものは其の事故の要旨を事故通知書に依て受取人に通知する、これはカード式爲替の親切な制度で要は相當の電報料を支拂へば電信に依り振出局に照會し、事故訂正の機會を受取人に與へる趣旨である(外國爲替規程第一三三條)。

爲替目録の處理

貯金局に爲替報知目録が到着すると爲替金の換算を要するものは目録到着の日の換算割合に依りこれを邦貨に換算し爲替證書及報知書を作成して封皮に納め拂渡局に送付する。

電信爲替

爲替電報送達紙を受入れたときは、これを爲替證書に充用し、聯合約定に依る通常爲替の場合と同様に處理する。電報送達紙の記載事項中不完全又は不正確の爲受取人に送達不能のときは事務報(無料)で電信の發信局へ照會する。尙後日振出通知書が到着したときは拂渡日附を記入する等相當手續の上貯金局に送付する(外國爲替規程第一五一條乃至第一五五條ノ二、第一七一條)。

通常爲替

二、拂渡事務

拂渡局に於ては爲替證書を書留郵便に依り受取人に送達し、報知書又は翻譯箋はこれを保管する。拂渡に際しては證書に記名調印せしめ、権利者たることを確める等大體內國爲替の場合と同様であるが、香港又はフィリッピン群島との條約に依る爲替の報知書は拂渡濟證書に添附せられ(これは受取人並差出人居所氏名)、又翻譯箋、到着簿又は貯金局發行に係る爲替の報知書は順次編綴してこれを拂渡帳(交換局に於ては拂渡簿)に代用せられる(外國爲替規程第四一、四八、六〇、六六條)。

電信爲替

電信爲替はその受取人が電報直配達区域内に在るときは受信報知電報配達の例に依り、其の場合には書留郵便に依り送達する。拂渡に關しては通常爲替と同様である(外國爲替規程第四一條、第六〇條乃至第六五條)。

爲替證書の有効期間

三、特殊の取扱

爲替證書の有効期間は七ヶ月、十二ヶ月等區々である。(外國爲替規程第五三條)。
日附認證、拂渡認可書(日附認證及び拂渡認可書は到着爲替に付てばかりでなく、振出爲替に付ても請求)、再度證書、拂渡局又は拂戻局變更に付ては請求書に爲替の細目を記載して料金を要するものは料金を差出さしめ夫々の手續をする(外國爲替規程第五三條、第五五條、第五八條、第六八條、外國爲替規程第六八條乃至第七〇條)。

左にこれらの取扱はどんな爲替に認められるか、料金は何程かを示す。

種別	料		特殊の取扱を請求し得る爲替
	中華民國との爲替	其の他の爲替	
日附認證書	六錢	二十錢	聯合國又は中華民國との爲替
拂渡認證書	六錢	二十錢	聯合國又は中華民國との爲替
再度證書	—	十錢	米國、カナダ、英國、メキシコ、香港又はフィリピン群島との爲替
拂渡局變更	無料	無料	總ての爲替

尙到着爲替にして差出人より特殊の取扱（振出爲替の三、特殊の取扱の所で述べた）の請求あるものに付ては夫々に應ずる手續をしなければならぬ（外國爲替規程第四一條、第四五條、第四七條、ノ二、第一三八條、第一四七條、第一五〇條乃至第一五二條、第一六二條、第一六三條、第一六六條、第一六七條、第一七五條乃至第一七七條）。

第二編 日滿郵便爲替

第一章 日滿郵便爲替の沿革

郵政接收迄
日滿議定書締結迄
日滿小爲替約定締結迄
日滿小爲替約定締結
日滿郵便條約締結

我が國と滿洲國との間に於ては、昭和七年七月末滿洲國が中華民國より郵政を接收する迄は中華民國との約定に依つて通常爲替と代金引換爲替を交換し、其の接收後昭和七年九月日滿議定書が締結される迄は日滿間暗黙の了解の下に其の交換を繼續し、議定書締結後は其の趣旨に基いて中華民國との約定に準據して爲替を交換して來たのであるが、日滿兩國經濟交通の特殊緊密な關係に鑑み昭和九年七月には日本國及滿洲國間小爲替交換に關する約定が締結せられ、翌八月より小爲替の交換が開始せられ、次で昭和十年十二月には從前の爲替業務の外に電信爲替、振替及郵便業務をも包含する日本國滿洲國間郵便業務に關する條約が締結せられ、翌年一月より實施せられて今日に及んでゐるのである。右條約實施と同時に兩國間の郵便業務に關する從前の諸取極が廢止されたことは勿論である。

第二章 日滿郵便爲替制度の概要

日滿爲替制度は、兩國間の特殊緊密な關係、即ち利用者の大多數が本邦人であるといふ特殊

制度の概要

な事情と、相當多數の需要のある状態とに鑑み、我が國の内國業務と同様のものにし、兩國を併せて同一郵便爲替境域にする方針の下に創設されたものである。従つて日滿爲替制度は其の基礎となつてゐる法規こそ異なれ、内容に至つては細い點は別とし、要點は我が國の内國業務と全く同一であるとして見て差支ない。

第一節 日滿郵便爲替の種類

日滿爲替にも内國爲替同様通常爲替、電信爲替及小爲替の三種がある(日滿爲替規則第一條)。尙郵便取立金に對する通常爲替と稱するものがあるが、これは代金引換郵便物又は集金郵便の取立金を送付する爲のもので、通常爲替に外ならないのである(日滿爲替規則第二條、爲替規則第三條ノ三)。

第二節 取扱局

日滿爲替に付ては業務創設の趣旨に副ふ爲、我が國振出爲替の證書、其の他の用紙は内國用のものを使用して居り、滿洲國振出のものは我が國內國用のものと同一様式であるばかりでなく、日本文の對譯が附せられて居り又爲替電報には和文電報を使用する關係で、日滿爲替の取扱には外國語を必要としないので、外國爲替の場合の如く交換局、電信爲替局及び通常局の様な區別はなく、従つて日滿爲替の取扱局及び其の事務の種類は内國爲替の場合と全く一致してゐる。滿洲國側の日滿爲替取扱局及び其の事務の種類に付ては、昭和十二年十二月二十二日の遞信

爲替の種類

本邦側の取扱局

滿洲國側の取扱局

通常爲替

電信爲替

小爲替

表示貨幣

省告示第四百四十八號を参照せられたい(日滿爲替規則第三條)。

第三節 交換方法

通常爲替の交換方法は所謂案内式であつて、振出局で爲替證書を發行して、これを差出人より受取人に送付せしめる(證書送達取扱を爲すべきもの、代金引換郵便物又は集金郵便に對するものに付て)。別に振出局より拂渡局に支拂の爲めの案内として振出請求書、代金引換郵便物到着通知書又は集金郵便委託書を送付する。拂渡局では受取人の呈示する爲替證書を案内と對照して爲替金を支拂ふことになる。

電信爲替に在つては爲替の細項を拂渡局に電報し、拂渡局では其の電報に基いて爲替證書を發行して受取人に送付する、つまり爲替局報が案内となるわけである。

小爲替に付ては振出局で爲替證書を發行して、これを差出人から受取人に送付せしめることは通常爲替の場合と同様であるが、其の振出に當つて振出請求書の提出を要しないこと即ち無案内式であること、證書に受取人及び拂渡局を指定しないときは證書の所持人に於て任意の郵便局で拂渡を受け得ること等を特色としてゐる。

第四節 表示貨幣、金額制限

日滿爲替も貨幣を異にする滿洲國を相手に取組むものであるから爲替金額を表示する貨幣を

最高額

最低額

爲替料

特殊の取扱

決定する必要がある。其の表示貨幣は日本國通貨圓及び錢に決められてゐるが、これは第二編第三章第四節に述べた爲替金額表示の方法中(ハ)に該當するものである。

爲替證書一枚の最高額は内國爲替の場合と同様通常爲替に在つては日本國通貨三百圓(郵便取立金に對する爲替に付)、電信爲替に在つては同五百圓、小爲替に在つては同二十圓である。尙通常爲替及び小爲替に付ては錢位未滿、電信爲替に付ては圓位未滿の端數を附けることを禁じてゐる(日滿爲替規則第二條、爲替規則第三條、第三條ノ三)。

第五節 爲替料

爲替料は本業務創設の趣旨に従つて内國爲替のそれと同様に定められてゐる(日滿爲替規則第二條、爲替規則第三條)。尙電信爲替料金に付ては内地、臺灣、樺太及び南洋群島と滿洲國との關係に於ては、内國電信爲替料金の内高い方の料金所謂特定電信爲替料金に依り、朝鮮及び關東州と滿洲國との關係に於ては安い方の料金に依るのである(日滿爲替規則第四條)。

第六節 特殊の取扱、轉送

一、爲替證書の送達、振出請求書の誤記訂正、爲替金拂渡停止、拂渡又は拂戻局變更、爲替金拂渡済通知、爲替金拂渡済否取調等特殊の取扱に付ては内國爲替に於けるものと殆ど變りはないが、相違點を挙げれば次の通である。

拂渡猶豫

速達郵便に依る取扱

電信爲替證書の別配達

轉送

日滿爲替の第三國への轉送
外國爲替の日滿各國への轉送
内國爲替の相手國への轉送

(イ) 内國爲替では爲替金拂渡猶豫の請求は殆ど皆無なので、日滿爲替に於ては制度を簡易にするため本請求が認められてゐない(日滿爲替規則第一條)。

(ロ) 日滿間に速達郵便の制度がないので、日滿爲替に付ても速達郵便に依る取扱を請求することが出来ない(日滿爲替規則第一條ノ二)。

(ハ) 滿洲國では日滿電信爲替の爲替電報の別使配達は取扱ふが爲替證書の別配達は取扱はない(日滿爲替規則第一二條)。證書の別配達を取扱はないのは、日滿電信爲替の受取人は概ね日本人で、日本人は大抵郵便區市内に住んで居り、郵便區市内へは電信爲替證書は直に配達されるので、實際上別配達の制度を必要としないからである。

二、日滿爲替に關しては次の三つの場合差出人又は受取人の請求に基いて爲替の轉送が認められてゐる。

(イ) 日滿爲替の受取人が我が國と外國爲替を交換する第三國に移轉したとき(日滿爲替規則第八條)。

(ロ) 外國爲替の受取人が日滿兩國の一方より他方に移轉したとき(日滿爲替規則第九條)。

(ハ) 内國爲替の受取人又は差出人が相手國に移轉したとき(日滿爲替規則第一〇條)。

第三章 日滿郵便爲替の取扱手續

日滿爲替の取扱は内國爲替の場合と大體同様であるが(日滿爲替規程第一條)、主な相違點及び注意すべき點を挙げれば次の通である。

第一節 振 出 爲 替

一、爲替の振出に付ては内國爲替用の用紙、帳簿及印章を其の儘使用し拂渡局は別に頒布してある滿洲國通信區畫便覽に依つて之を指定する。尤も小爲替に付ては差出人より拂渡局指定の請求あるときは、右便覽に依る外尙滿洲國の日滿爲替取扱局名表(昭和十二年二月通信省告示第四一四八號)をも参照する必要がある(日滿爲替規程第一條、爲替規程第一八條、第二八條、第四一條、第五三條、第一二七條、第一二八條)。

二、代金引換郵便物又は集金郵便の取立金に對する通常爲替に付ては爲替證書に押捺する郵便取立金印の料金欄に振出局に於て爲替料金の記入を爲さぬことになつてゐる(日滿爲替規程第四條)。

此の料金は拂渡國で受取人より徴收するものであるから拂渡國で記入するを妥當とするのである(本章第二節)。

三、同一差出人より同一日に同一國に宛て振出し得る郵便爲替の金額は千圓を限度とする規定(昭和六年二月通信省告示第二四九號、爲替貯金編甲下卷第二四四頁)は日滿爲替にも適用があるから第二編第四章第一節で述べた趣旨

用紙、帳簿等
拂渡局の指定

郵便取立金印

振出制限

振出、拂戻

用紙等

郵便取立金印

で取扱はねばならぬ。

四、日滿爲替の振出又は拂戻に付ては其の様式手續等が内國爲替の場合と同様であるばかりでなく、本邦振出の爲替に付ては滿洲國で拂渡されず又は拂戻されない以上兩國間に爲替金決済の關係も生じないので、一般の内國爲替として計算規程により處理することになつてゐる(日滿爲替規程第一條)。

第二節 到 著 爲 替

一、滿洲國で使用する爲替證書、振出請求書、代金引換郵便物到着通知書及び集金郵便委託書の各用紙は、日漢文で併記してある點等を除いては内國爲替用のものと大體同様である。尙滿洲國振出の電信爲替に對する證書は我が國の拂渡局に於て調製する關係上、用紙經濟の爲内國爲替用のものを使用する。滿洲國の日滿通常爲替證書及日滿小爲替證書の記號及び番號の肉色は黒色で「奉51」〇一二三の如く表示されてゐる。其の記號及び番號は昭和十二年十二月十七日の告知に就いて見られたい。

二、代金引換郵便物又は集金郵便の引受局即ち爲替の拂渡局に於て、郵便取立金に對する爲替證書が到着したときは、郵便取立金印の料金欄に爲替料金を記入せねばならぬ(日滿爲替規程第一條、本章第一節)。

滿洲國來爲替電報の記
番號
滿洲國振出
日滿爲替の
拂渡拂戻

三、滿洲國では爲替記號として番號を使用するので、同國振出の電信爲替の爲替電報には爲替記號と番號とを區別する爲、アン二一〇五三六の如く段落を使用してゐる。
四、滿洲國振出の日滿爲替を拂渡し又は拂戻したときは、兩國間に爲替金決済の關係が生ずるので、内國爲替として計理せず、外國爲替として計算規程に依り處理する。此の場合通常爲替に在つては振出請求書、代金引換郵便物到着通知書又は集金郵便委託書を、電信爲替に在つては電報送達紙を、小爲替に在つては爲替拂渡帳を外國爲替拂渡簿に換用する。又小爲替の爲替拂渡帳への記入に付ては金額欄中千位の部に「外替」と朱書し、其の拂渡高は之を合計し内國爲替の次に附記し、これと區別することになつてゐる(日滿爲替規程第一、三條、第一四條)。

第三節 特殊の取扱、轉送、事故照會等

一、特殊の取扱

(イ) 滿洲國振出の日滿爲替に付て爲替金拂渡濟の旨を郵便に依り滿洲國人に通知する場合には、判り易くする爲、爲替金拂渡濟通知書中「……拂渡を了し候」の字句の左側に「兌付完了」の漢譯を附記せねばならぬ(日滿爲替規程第六條)。

(ロ) 日滿爲替に關する電信に依る誤記訂正、拂渡停止若は其の解除、爲替金拂渡濟通知又は拂渡濟否取調の請求に對しては其の照復の電報は兩國間に跨るので日滿電報規則第六條乃至

滿洲國人宛
拂渡濟通知
書

日滿電報料

第九條に定むる電報料を徴收するのである。

二、轉送

(イ) 日滿爲替の受取人が其の宿所を我が國と外國爲替を交換する第三國に移轉した場合、差出人又は受取人より爲替の轉送を請求するとき其の處理に必要な振出及び拂渡局名、爲替證書記號番號、振出日附、爲替種別、爲替金額、差出人宿所氏名、受取人の新舊宿所及び氏名等を記載した轉送請求書(用紙)を差出さしめ、尙此の場合爲替證書があるときは之を請求書に添附せしめる。轉送に付ては新に爲替證書を發行するので重複拂を防ぐ爲爲替の拂渡、拂戻及び轉送がなかつたことを確認した後、新爲替の料金を爲替金額より控除徴收して、其の殘額に對する第三國宛新通常爲替又は新電信爲替を振出すのである(日滿爲替規程第八條、日滿爲替規程第九條、外國爲替規則第四七條、第四八條)。

(ロ) 外國爲替の受取人が其の宿所を日滿兩國の一方より他方に移轉した場合、差出人又は受取人より爲替の轉送を請求するときは、轉送請求書(爲替證書あるときはこれと共に)を差出さしめること、轉送は新に日滿爲替の料金を徴收し新爲替を以てこれを爲すこと等(イ)の取扱に準ずるものである。尤も日滿兩國との關係に於て同様の形式及び方法で爲替の直接交換をしてゐる國、例へば獨逸より振出した通常爲替の郵便に依る轉送の場合には日獨間、滿獨間共に同様の爲替

日滿爲替の
第三國への
轉送

外國爲替の
日滿各國への
轉送

内國爲替の
相手國への
轉送

證書で交換してゐるので其の轉送は新證書を發行せず原證書で爲され、従つて轉送に付ては何等の料金を徴收せぬことになつてゐる(日滿爲替規則第九條、日滿爲替規程第一〇條、外國爲替規則第四七條、第四八條)。

(ハ) 日滿各國の内國爲替の受取人又は差出人が相手國に移轉した場合、差出人又は受取人より爲替の轉送の請求を受けたときは、内國爲替の拂渡局若は拂戻局の變更又は小爲替の指定の變更若は取消の取扱に準ずること、又拂渡局又は拂戻局の變更請求書を轉送請求書に代用し得ることになつてゐる(日滿爲替規則第一〇條)。

尙日滿爲替は日滿兩國を通じて拂渡局又は拂戻局の變更を爲し得るものであるから(日滿爲替規程第一條)、これを轉送とは云はぬわけである。

三、事故照會等

滿洲國の爲
替管理處

(イ) 滿洲國の爲替管理處は同國郵政總局であるから、滿洲國振出の日滿爲替に對する再度證書の請求書等は、滿洲國郵政總局に宛てねばならない(日滿爲替規則第二條)。

滿洲國宛郵便物、電報の名宛

(ロ) 日滿爲替に關しては滿洲國郵便局に宛てる郵便物の名宛は滿洲國何省(又は何特別市)何郵政局と記載し、同じく電報の名宛に付ては滿洲電信電話株式會社の電報局と區別する爲名宛局名の下に「ユウキョク」と附記することを要する(日滿爲替規則第一一條)。

滿洲國の事故經由局

(ハ) 日滿爲替の事故(誤記訂正、爲替金拂渡停止、拂渡又は拂戻局所變更、拂渡済否取調等を含む)に關して滿洲國郵便局に宛てる爲替事

故往復書又は電報等は昭和十二年十二月二十二日告知の滿洲國郵便局を經由して送付しなければならぬ(日滿爲替規則第一二條)。これは一般に事故の處理は複雑であり又事故往復書、電報等は邦文で書いてあるので、事務に精通し且日本語に堪能な吏員が配置してある郵便局を經由さす様になつてゐるのである。

最初の條約

我國との交換國

現行の約定

第四編 外國郵便振替

第一章 外國郵便振替の沿革

外國郵便振替業務は外國郵便爲替業務と等しく各國郵政廳間の意思の合致即ち條約を基礎として行はれる。外國郵便振替交換の爲の最初の條約としては、大正九年十一月マドリッドに開催された第七回萬國郵便聯合會議に於て成立を見たる「郵便振替ニ關スル約定」があり、當時我が國も聯合國の一員として之に署名したものである。然しながら種々の事情の爲に實際業務を開始したのはストックホルム會議の次のロンドン會議後に至つてからである。即ちロンドン會議直後、我が國は同會議に於て締結された約定を基礎として歐洲諸國との間に交換開始を協議した結果、獨逸・瑞西・白耳義・瑞典・和蘭・丁抹・ダンチッヒの七國とは昭和六年四月一日より、佛蘭西・アルジェリアとは同年五月一日より業務を開始することとなつた。次でチェコスロヴァキアとの間にも振替交換の議生じ昭和八年七月一日より業務を開始した。

現行の振替約定は昭和九年三月二十日埃及國カイロに於て締結に係るものでこの約定に署名する國及び地方は四十七の多數に上つてゐる。

第二章 外國郵便振替制度の概要

第一節 外國郵便振替の目的及び種類

外國振替とは郵便振替約定に依り我が國の郵便振替貯金口座と外國の郵便振替口座との間に預金の振替を爲す制度である(外國振替規。則第一條)。故に外國振替に於て認められる作用は所謂口座振替のみで内國の郵便振替貯金に於ける現金拂出及び現金拂込に相當する作用は存しない譯である。約定に於ては郵便を利用するところの通常振替と、電信制度を利用する電信振替の二種を認めらるが、現在我が國に於て實施してゐるのは通常振替のみである。

第二節 取扱局

外國郵便振替の取扱局は外國郵便振替交換局(以下交換局)と外國郵便振替局(以下振替局)とである。交換局と振替局との職能の差異は大體外國郵便爲替交換局と外國郵便爲替通常局との職能の差異に於けると同様である。即ち振替局は加入者の口座の拂出又は受入に付いてその登記事務を取扱ひ、交換局は各振替局の口座より拂出し又は之に受入れるべき振替を集中して相手國の振替交換局との間に直接交換事務を擔當する。現在、振替局には口座所管廳が、交換局には貯金局が當つてゐる(外國振替規。則第三條)。

目的

振替の種類

振替局

交換局

拂出

通信文の記載

受入

表示貨幣

第三節 交換方法

外國振替は前述の如く所謂口座振替にのみ限られてゐる。振替局が加入者から振替拂出の請求を受けたときは該請求者の口座から拂出の手續をしてこれを交換局に通知する。交換局ではこれに基いて振替目録を作成して外國の交換局に送付する。外國の交換局ではこれを自國の振替局に通知し、同局に於て受入登記を了して振替拂出は終了する。尙外國振替に於ても無料で拂出通知票裏面に振宛人に宛てる通信文を記載し得ることは内國振替に於けると同様である。振替受入の場合は拂出國に於ける同様の手續を経て我が國の口座に受入登記される。以上に依つて明瞭なるが如く、普通の場合には請求者は振替局と交渉を有するのみで、郵便局は振替業務には參與しない。

第四節 表示貨幣、換算割合、金額制限

外國郵便振替は外國との間の送金であるから送金額即ち振替金額を如何なる貨幣にて表示するかの問題が生ずる。之に關しては郵便爲替に於けると同様、振宛國の貨幣を以て表示するのが原則であるが相手國との協定に依つて拂出國の貨幣を以て表示することも出来る(振替約定。第三條)。我が國では交換國の中、丁抹及びチェッコスロヴァキアとの關係に於て相互に第三國の貨幣即ち前者は獨逸貨幣、後者は佛蘭西貨幣、を以て表示することに特に協定されてゐる以外は、總

換算割合

て振宛國貨幣で表示することになつてゐる。

振替金額を振宛國の貨幣或は第三國の貨幣で表示すべき場合には拂出國貨幣をその貨幣に換算する爲、兩貨幣の交換割合を決定する必要がある。この割合は「外國郵便爲替金又ハ外國郵便振替金ノ換算ニ適用スベキ外國貨幣ノ換算割合」として、爲替に對する換算割合と共に變更の都度官報及び遞信公報に告示及び告知する。尙この換算割合は變更の有無に拘らず毎火曜日の遞信公報には告知されることになつてゐる。

金額制限

外國振替に於ては外國爲替に於けるとは異りその一口の金額に制限は設けないが、約定には一日又は一定期間内に請求し得る振替金額に制限を加へ得ることを規定してゐる(振替約定)。

第五節 料 金

振替拂出一口の料金は振替金額の千分の一を超ゆることを得ない。但し各國は自國の徴收する最低料金を二十金サンチム以内で定め得る(振替約定)旨の規定に基き我が國の最低料金は八錢としてある。即ち振替料金は振替金額八十圓迄八錢、八十圓を超ゆるものは超過額十圓迄毎に一錢を加へたものである(外國振替規)。

受入は無料

振替受入に付ては料金を徴收しない。

第六節 特殊の取扱

速達送達又は航空送達

拂出書又は拂出通知票に付ては内國郵便振替の例に依りその速達送達又は航空送達(拂出通知票の送達)

取消請求

は口座所管廳と貯金局との間に限る(請求することが出来る(外國振替規則)第一五條ノ二)

振替請求者は自己の請求に係る振替の取消を振替局に請求することが出来る。この請求は郵便局に委託することも出来るがその場合には郵便に依る取消は三錢、電信に依る取消は四十錢の委託料を徴收される(外國振替規)。

振替が交換局より外國へ通知済のときは取消の料金を請求者の口座から控除徴收する。此の料金は郵便に依るものときは三十六錢、電信に依るものときは三十六錢に相當電報料を加へた金額である(外國振替規)。

取消請求が目的を達した場合、即ち振宛國から振替の返戻を受けた場合には之を請求者の口座に戻入するが(外國振替規)。

目的を達しなかつた場合、即ち既に振宛人の口座に受入登記を完了した場合には、其の旨を振替局から請求者に通知する(外國振替規)。

取調請求

加入者は自己請求の振替に關し振替請求の日より一年内に取調を請求することが出来る。取調請求の料金二十錢は請求者の口座から控除徴收される(外國振替規)。

加入者名簿

又加入者は外國郵便振替を利用する爲に外國の振替加入者名簿を購入することが出来る(外國振替規)。

加入者名簿の価格は官報に告示されるから購入希望者はその価格を振替金額とする振替請求を爲し(外國振替規)。

通信文欄に發行國、部數等必要な事項を記載すればよいのである(外國振替規)。

る。

第三章 外國郵便振替の取扱手續

第一節 外國郵便振替局

振替局に於て振替請求者から拂出書の送付を受けたときは

- (イ) 振宛國が振替交換國であるか。
- (ロ) 振替金額が外國貨幣で表示してあるものはその貨幣に違式の點がないか。
- (ハ) 拂出人及び振宛人の居所氏名をラテン文字にて複記してあるか。

を審査しなければならぬ。次に拂出金額は拂出書受入當日の換算割合（振出）に依り、邦貨で表示してあるものは振宛國貨幣に、振宛國貨幣で表示しあるものは邦貨に換算し之を拂出票及拂出通知票の各金額欄の左側に朱書する。振替拂出の手續は内國振替の例に依るのであるが振替票副本及拂出通知票は之を交換局に送付する（外國振替規）。

外國向郵便振替に付ても外國向郵便爲替と同様の制限があり、當分の内同一拂出人より同一日に同一國に宛てる送金は郵便官署の承認ある場合の外千圓又はその相當額を限度とすることになつてゐる。そこで右の千圓を超ゆるものに付ては拂出人の氏名等と共に送金の目的及び大

拂出制限

拂出

藏大臣の許可の有無を具し貯金局國際業務課に電報で照會しその回答を俟つて處理しなければならぬ。

振替局に於て交換局より振替通知書及び振替票副本を受けたときは、受入口座に登記の手續をした上、振替通知書及び振替貯金受拂通知票を振宛人に送付して外國よりの受入を通知する（外國振替規）。

第二節 外國郵便振替交換局

振替交換局に於て振替局から振替票副本及び拂出通知票を受入れたときは、拂出通知票に依り振替通知書（歐文）を作成し、この通知書に依り振宛國別に振替目録及び送狀を作成する（外國振替規）。

拂出通知票、振替通知書、目録及び送狀は振宛國の振替交換局に送付する（外國振替規）。

交換局に於て外國の振替交換局より振替通知書、振替目録及び送狀を受入れたときは、振替金額が外國貨幣で表示しあるものは之を受入當日の換算割合（到着）に依り邦貨に換算して通知書及目録に追記し、通知書に依り振替票正副二通を作成し、振替通知書及び振替票副本は口座受持振替局に送付する（外國振替規）。

受入

拂出

受入

第三節 郵便局

郵便局に於て外國郵便振替業務に係するものは、拂出書の速達送達又は航空送達の請求があ

る場合（外國振替規則第一五條ノ）、外國振替の取消請求の委託を受ける場合（外國振替規則第一九條）及び業務上の過失に因り徴收した外國郵便振替に關する料金を還付する場合（外國振替規則第五條）である。

第五編 日滿郵便振替

第一章 日滿郵便振替の沿革

條約の締結

業務の實施

日滿兩國間の郵便關係は當初日支間の郵便諸約定に依つて規律されてゐたので兩國間には郵便振替業務がなかつたのであるが、兩國經濟交通の特殊緊密なる關係に鑑み本業務の必要が認められ、昭和十年十二月日本國滿洲國間郵便業務に關する條約が締結せられるに當り、當時滿洲國には未だ郵便振替制度がなかつたけれども、右條約中に豫め現行日滿郵便振替業務の基本事項が規定せられるに至つた。而して現行業務は其の内容が前後二回に分つて實施されて今日の如くなつたもので、即ち日滿郵便業務に關する條約及び其の業務協定に所謂通常振替（引換代金振替）と電信振替の内、局待拂とは昭和十一年十二月一日滿洲國に郵便振替制度が創設された時、又日滿郵便業務に關する條約及び其の業務協定に所謂電信振替（局待拂を除く）、航空取扱、口座受入濟通知等は翌昭和十二年十二月一日日滿兩國の内國業務に此等の制度が創設された時、實施されたものである。尙日滿間集金振替拂込の制度は右電信振替と同時に生れたのであるが、これは偶時を同じうして行はれた南滿洲鐵道附屬地行政權移讓に伴ふ附屬地在住者の従前の便

益を低下せしめない爲の施設として日滿間集金郵便制度と共に創設されたものである。

第二章 日滿郵便振替制度の概要

制度の概要

日滿郵便振替制度は兩國間の特殊緊密なる關係、即ち利用者の大多數が本邦人であると言ふ特殊な事情と、拂込、振替及び拂出の全部に亘つて相當の需要のある状態とに鑑み、我が國の内國業務のそれと同様にし兩國を併せて同一郵便振替境域にする方針の下に創設されたものである。従つて日滿郵便振替制度は其の基礎となつてゐる法規こそ異なれ、内容に至つては細かい點は別とし、要點は我が國の内國業務と全く同一であるとして見て差支ない。

第一節 日滿郵便振替の種類

振替の種類

日滿振替には内國振替と同様に通常拂込、通常振替、通常現金拂、電信拂込、電信振替、電信現金拂及局待拂の七種がある(日滿振替規則第二條、振替規則第一六條ノ二)。

尙拂込には集金拂込、引換代金拂込と稱するものがあるが、これ等は集金郵便又は代金引換郵便物に對する取立金を加入者の口座に郵便に依つて拂込む爲のもので、通常拂込の一種に外ならないのである。

日滿間郵便業務に關する條約及びこれに基づく業務協定に依れば日滿振替は通常振替と電信

振替とに區別されてゐるが、これは拂込、振替及び拂出の取扱を郵便に依るものと、電信に依るものとの兩者に分け、其の各に包括的な名稱を附けたのであつて通常振替、電信振替と言つても、口座振替のみを指稱するものではない。要するに條約及び業務協定では成るべく包括的に規定して協定條項の簡潔を圖り、省令以下の規定では業務運行上支障のない様に内國振替と一致せしめたのである。

尙日滿振替は事務の性質に依つて本來の業務と仲介業務とに分けられてゐる。本來の業務とは送金が兩國間に跨る拂込、振替、拂出及びそれに附隨する取扱のことで、仲介業務とは他方の國の内國業務に關する請求及びそれに附隨する取扱を言ふのである。従つて仲介の場合には本預金等の外、送金は他方の國內限りで行はれ兩國間に跨ることはない。本來の業務は兩國間の送金に關し、仲介業務は他方の國の國內送金に關するもので日滿振替から見れば一は主、他は従たるものであると言へよう。この様な關係で仲介する事務の範圍は、仲介する國の決定するところに委されてゐる。

本來の業務と仲介業者

第二節 取扱局

一、本邦側

本邦側

日滿振替に付ては、本業務創設の趣旨に副ふ爲、我が國では拂込書、拂出書、拂出證書、集

金書及び其の他の用紙は總て内國振替用のものを使用して居り、滿洲國の用紙は、我が國內國振替用のものと同一様式であるばかりでなく、日本文の對譯が附せられてあり、又振替局報には兩國共和文電報を使用する等の關係で外國語の必要がないから、特別の取扱局を必要としない。従つて日滿振替の取扱局及び口座所管廳並に管理廳は内國振替の場合と全く一致してゐるのである(日滿振替規則第二條)。

二、滿洲國側

滿洲國側の取扱局は創業以來の同國に於ける實際の利用狀況に鑑みて漸次増加せられ、當初七十五局であつたものが現在では百六十七局となつてゐる。

口座所管廳及び管理廳は、當初交通部郵務司であつたが、現在では口座所管廳は新京、哈爾濱及び奉天の各郵政管理局となり、管理廳は郵政總局となつてゐる(日滿振替規則第三條) 同振替規程第二條。

第三節 交換方法

日滿振替の通常拂込、通常振替、通常現金拂、電信拂込、電信振替、電信現金拂及局待拂の方法は内國振替の場合と同様である。

一、通常拂込

通常拂込とは一方の國の郵便局で現金(證券を含む)の拂込を受けたとき、拂込書を他方の國の指定

通常拂込

滿洲國側

通常振替

加入者の受持口座所管廳に送付すると、同廳で指定口座に登録した上、當該加入者に其の旨を受拂通知票で通知するものである。

二、通常振替

通常振替とは一方の國の口座所管廳で加入者より拂出書の送付を受けたとき、口座の貯金を拂出して振替票を調製し、これを他方の國の受入口座所管廳に送付すると、同廳で指定口座に受入登記をした上、當該加入者に其の旨を受拂通知票で通知するものである。

三、通常現金拂

通常現金拂とは一方の國の口座所管廳で加入者より拂出書の送付を受けたとき、口座の貯金を拂出してこれに對する拂出證書を發行して他方の國の拂渡局を通じて受取人に送付し、受取人が其の拂渡局で拂出證書に依り現金の拂渡を受けるものである。

四、電信拂込

電信拂込とは一方の國の郵便局で現金(證券を含む)の拂込を受けたとき、拂込書の細項を電信に依つて他方の國の指定加入者の受持口座所管廳に通報し、同廳で其の電報に依つて指定口座に登記した上、當該加入者に其の旨を受拂通知票で通知するものである。

電信拂込

通常現金拂

電信振替

五、電信振替

電信振替とは一方の國の局待拂取扱局で加入者の差出した拂出書の細項を電信に依つて拂出口座所管廳に通報し、拂出口座所管廳で口座の貯金を拂出して他方の國の受入口座所管廳に電信に依つて通報し、受入口座所管廳で指定口座に受入登記をした上、當該加入者に受拂通知票で通知するものである。

六、電信現金拂

電信現金拂とは一方の國の局待拂取扱局で加入者の差出した拂出書の細項を拂出口座所管廳に電信に依つて通報し、拂出口座所管廳で口座の貯金を拂出して他方の國の拂渡局に電信に依つて通報し、拂渡局で電信振替拂出證書を發行して受取人に送付し、受取人が拂渡局で拂出證書に依つて現金の拂渡を受けるものである。

七、局待拂

局待拂とは一方の國の加入者が振出した局待拂拂出書に對し、他方の國に在る其の加入者の局待拂取扱局が加入者所屬の口座所管廳に電信に依つて拂渡支障の有無を照會し、支障なき旨の回答があつたとき現金の拂渡を爲すものである。

第四節 表示貨幣、金額制限

一、表示貨幣

表示貨幣

日滿振替も貨幣を異にする滿洲國との間に行はれる送金であるから、振替の金額を表示する貨幣即ち表示貨幣を決定する必要がある。其の表示貨幣は兩國共日本國通貨圓及び錢であるが、これは第二編第三章第四節に述べた爲替金額表示の方法中(ハ)の場合と同様の理由に依るものである。

二、金額制限

金額制限

日滿振替に付ても内國振替と同様、一口の金額に制限を附してゐる。拂込及び振替には最高制限はない(但し集金拂込、引換代金拂込は千圓を限度としてゐる)が、拂出には原則として千圓を限度としてゐる。又拂込一口の最低額は十錢(集金拂込は三圓)に制限されてゐる。尙錢位未滿の端數を附することが出来ないことは拂込、振替及び拂出共に同様である(日滿振替規則第二條、振替規則第二六條ノ二、第二七條)。

第五節 料 金

日滿振替の料金は、本業務創設の趣旨に従つて、内國振替の場合と同様に定められてゐる。尙、電信拂込、電信振替及び電信現金拂の場合には内地、臺灣、樺太及び南洋群島と滿洲國との間の關係では、内地と關東州との間の料金と同額であり、朝鮮及び關東州と滿洲國との間の關係では、内地相互間の料金と同額である。電信に依るもの、料金が地域に依つて異なるのは電報料が異なるからである(日滿振替規則第四條、振替規則第二八條)。

第二節 日滿郵便振替制度の概要

特殊の取扱

第六節 特殊の取扱、轉送

一、特殊の取扱

日滿振替の特殊取扱即ち航空送達又は速達送達、口座受入済通知、私用通信文、電信に依る拂込、振替、現金拂、局待拂又は口座受入済通知の至急電報に依る取扱、電信振替拂出證書の留置、拂込、振替及び拂出の取消、拂渡停止又は拂渡停止解除、拂渡局又は拂込金還付局の変更、再度拂出證書、拂出金戻入、印章變更等は内國振替の場合と大體同様であるが、主なる相違点を挙げれば次の通りである。

(イ) 速達送達

内地、臺灣、關東州、滿洲國內には各速達郵便の制度はあつても、兩國間には未だその連絡がないため、日滿振替では拂出書、電信振替拂出證書、又は口座受入済通知書であつて、而も本邦内地又は滿洲國內に發着するものだけに速達送達の取扱を認めてゐる(日滿振替規、則第八條)。

(ロ) 電信振替拂出證書の別配達

滿洲國宛電信現金拂に付ては、拂出證書の別配達の制度がない(日滿振替規、則第九條)。これは滿洲國宛電信振替拂出證書の受取人は概ね日本人で、日本人は大抵郵便區市内に住んで居り、郵便區市内へは電信振替拂出證書は直に配達されるので、實際上別配達の制度を必要としないから

速達送達

別配達

である。

(ハ) 他方の國の内國業務の仲介

日滿兩國の郵便局は自國在住者から他方の國の内國振替に關する左記の請求があつたときは其の仲介を爲し公衆の便益を圖ることになつてゐる(日滿振替規第七條、昭和一)。

一、加入の請求 (別名登記及び用紙購入の請求は含まれない)

一、拂込取消の請求

一、振替取消、拂出取消、拂渡停止又は拂渡停止解除の請求にして電信に依るもの

一、拂込金還付局又は拂渡局變更の請求

一、拂出證書再度交付の請求

一、拂出金戻入の請求

一、印章變更の請求

二、轉送

日滿振替に付ては凡そ次の二つの場合に轉送の事態が起るのであるが、一は請求に基づいて爲すものであり、他は郵便局が自發的に爲すものである。この取扱は日滿兩國を併せて同一郵便振替境域にする趣旨の顯れである。

他方の國の内國業務の仲介

轉送

- (イ) 内國振替の拂込人又は拂出人若くは受取人が他方の國に轉居した場合に還付金又は拂出金の轉送(日滿振替規程第六條)。
- (ロ) 内國集金拂込の支拂人が他方の國に轉居した場合に集金書の轉送。

第三章 日滿郵便振替の取扱手續

日滿振替の取扱は内國振替の場合と大體同様である(日滿振替規程第一條)。主なる相違點及注意すべき點を挙げれば次の通である。

第一節 郵便局事務

一、通常拂込、通常振替、通常現金拂

(イ) 用紙類の使用

日滿振替に付ては用紙、帳簿及印章は内國振替用のものを其の儘使用し、尙帳簿は内國振替用のものと別口にする必要がない(日滿振替規程第一條)。

尙滿洲國で取立てるための集金書引受報告書には當分の内其の右方上部餘白に「日滿」と附記することになつてゐるが、これは兩國間に委託料の割當がある關係で、其の他の内國のものと區別するため必要なのである。

滿洲國の取扱局

口座番號に冠記する文字、郵便物又は電報の宛名

滿洲國で使用する日滿通常振替拂出證書は彩色、滲入模様、日漢文併記等の點に於て又拂込書、拂出書、集金書等は日漢文併記等の點に於て我が内國振替用のものと異つてゐるのみである

(ロ) 滿洲國の取扱局
滿洲國の日滿振替の取扱局及其の事務の種類は昭和十二年十二月二十二日遞信省告示第四千四百四十八號で發表されてゐる通り、滿洲國の郵便局全部と定つてゐるわけではないから必要に応じて當該告示を参照する必要がある(日滿振替規程第三條)。

(ハ) 口座番號に冠記する文字、郵便物又は電報の宛名
滿洲國の口座所管廳に宛てる郵便物又は電報の名宛及各口座所管廳に屬する口座番號に冠記する文字は次の様に定められてゐる(日滿振替規程第二條、同第三條)。

口座所管廳名	郵便物の名宛	電報の名宛	口座番號に冠記する文字
新京郵政管理局	新 京	シンケウフリカヘ	新 京
哈爾濱郵政管理局	哈 爾 濱	ハルビンフリカヘ	哈 爾 濱
奉天郵政管理局	奉 天	ホウテンフリカヘ	奉 天

尙滿洲國の郵便局に宛てる郵便物の名宛には「滿洲國何省(又は何特別市)何郵政局」と記載し、電報の名宛には滿洲電信電話株式會社の電報局と區別する爲名宛局名の下に「ユウキョク」と附記

しなければならない。

(ニ) 公衆より差出す郵便物

日滿振替に關しても公衆より差出す郵便物は内國振替の場合と同様無料郵便物とすることが出来ることになつてゐる(日滿振替規、則第二條)。

(ホ) 送金制限

郵便官署の承認がある場合の外、同一人より同一日に同一國に宛てて送金することが出来る金額は千圓を限度とする規定は、日滿振替にも適用があるから第二編第四章第一節で述べた趣旨で取扱はねばならない。

(ヘ) 本人受拂局等

我が國の郵便局が滿洲國口座所管廳に屬する加入者の本人受拂局又は局待拂取扱局として指定されたときは内國振替の場合と同様に處理すればよい(日滿振替規第一條、振替規第一條)。

(ト) 滿洲國の集金郵便取立中止期間

滿洲國では内國事情に依つて一月一日より一月七日迄及び陰曆の同期間集金郵便の取立を爲さないから、集金拂込取扱の請求があつたときはその旨委託者に注意しなければならない。尙この期間は取立期間に算入されないことになつてゐる。

公衆より差出す郵便物

送金制限

本人受拂局等

滿洲國の集金郵便取立中止期間

(チ) 證據書の處理

日滿振替の受高報告書、拂濟拂出證書、還付濟還付通知書、拂込又は振替取消通報請求書、拂渡停止又は解除請求書、拂濟拂出報知書等は内國振替の場合のこれら證據書と合同で處理するのである。これは日滿振替の取扱は大體内國振替と同様であるから取扱の煩雜を防いでその簡捷を圖つたのである、尤も拂濟拂出報知書等の外は計算規程に依つて處理するのであるが、これは内國振替の場合と同様の理由に依るもので明なことであらう(日滿振替規、程第一條)。

尙證據書は管理廳で日滿振替のものと内國振替のものとを區別して日滿間の決済に支障がない様にしてゐる。

(リ) 事故照復

日滿振替の事故に關して滿洲國郵便局に宛てる振替の事故照復書又は電報等は第三編第三章第三節(三)(ハ)と同様な理由で昭和十二年十二月二十二日告知の滿洲國郵便局を經由して送付しなければならない。

二、電信拂込、電信振替、電信現金拂、局待拂

電信に依る拂込、振替、現金拂又は局待拂は單に電信に依つて爲されるものに過ぎないのであるから其の取扱に付ては前記一、に述べた事項中集金拂込に關するものの外は大體必要事項

證據書の處理

事故照復

であるが、尙次の様な點に注意する必要がある。

(イ) 電信振替拂出證書の發行

電信振替拂出證書を發行する場合は用紙の經濟上内國電信爲替證書用紙を相當訂正して換用することになつてゐる(日滿振替規程第一條、振替規程第六一條ノ九)。

(ロ) 料 金

日滿振替の料金は内地と關東州との間の料金と同額であるから内地相互間の料金に比し次の場合の外は常に三十錢高いのである(日滿振替規則第四條、振替規則第二八條)。

(甲) 朝鮮及び關東州と滿洲國との間では内地相互間の料金と同額

(乙) 局待拂の電報料は六十錢(日滿振替規則第二條、振替規則第六一條)。

(ハ) 電信振替拂出證書の記號

電信振替拂出證書の番號に冠記する滿洲國口座所管廳の記號は次の通りである(昭和十二年十一月二十九日總信外告知)。

- 甲 新京郵政管理局 ワイ
- 乙 哈爾濱郵政管理局 ワロ
- 丙 奉天郵政管理局 ワハ

電信振替拂出證書の發行

料 金

電信振替拂出證書の記號

航空送達
速達送達

三、特殊取扱

(イ) 航空送達、速達送達

日滿振替一口の航空送達料は日滿間の通常葉書の航空料に相當する金額である。

滿洲國內に發著する口座受入濟速達通知の料金に付ては滿洲國の郵便區市内外の區別が不明であるから、當分の内最低額の八錢を徵收すればよい。又滿洲國では速達送達料として當分の内最低額の六分(六錢)を徵收して來るが、この料金は本邦の郵便區市内に宛てる郵便の速達料に相當するものと看做して處理することになつてゐる。

(ロ) 口座受入濟通知

口座受入濟通知の請求がある電信拂込の私用通信文の料金に付ては兩國間に料金割當の關係があるから其の徵收額を受高報告書の備考欄に附記することになつてゐる。

(ハ) 加入の請求の仲介

滿洲國の振替へ加入の請求を受けたときは加入請求書及び基本預金を差出させる等内國振替の加入請求の場合と同様に處理すればよい。又滿洲國の基本預金は同國通貨十圓であつて、邦貨十圓に相當するものであるから邦貨十圓を差出させればよい。尙加入の請求と共に用紙類の買受を希望する者があつたときは便宜之を受理し、其の取扱は内國振替の場合と異り、加入請

加入の請求の仲介

口座受入濟通知

求書に其の代金に相當する郵便切手を貼附させないで便宜代金相當の金額を内國振替の口座番號不明の場合の例に依り有料で拂込ませることになつてゐる（日滿振替規則第七條、振替規則第八條）。これは會計法規の關係上、我が國の出納官吏に於て滿洲國の歳入となる用紙代金を徴收することを避けたのと仲介事務の範圍外の便宜取扱であると依るのである。

四、轉 送

日滿兩國の内國振替の拂出人又は受取人より拂出金を、拂込人より還付金を滿洲國に轉送する請求を受けたときは内國振替の拂渡局又は還付局の變更と同様の手續をすればよいので、右變更請求書を轉送請求書に代用し得ることになつてゐる（日滿振替規則第六條、振替規則第三七條ノ二、振替規則第五三條）。

第二節 口座所管廳事務

第一節では郵便局の事務上必要な事項を述べた。然しそれ等の中には口座所管廳事務としても必要且つ注意しなければならない點が含まれてゐることは言ふまでもない。尙以下は口座所管廳に限られた事務である。

滿洲國の拂込局又は集金書受付局より我が國の口座所管廳に送付された受高報告書副本又は集金書引受報告書及び我が國の口座所管廳で發行した拂込金還付通知票等は當該口座所管廳より直接滿洲國郵政總局に送付するのである（日滿振替規則第四條）。

第六編 外國郵便政廳との貸借決済

外國と郵便爲替又は郵便振替の交換を爲すときは相手國との間に爲替金或は振替金に付いて貸借關係を生じる。即ち本邦振出相手國拂渡の爲替金に付てはその金額を拂渡國に支拂ふを要し、逆に外國振出の爲替を本邦で拂渡すときは振出國よりその金額の支拂を受けねばならぬ。前者は本邦の借高、後者は本邦の貸高である。振替に付ても本邦口座から外國口座へ受入登記せられるか、本邦より相手國口座に拂込むか、若くは本邦口座から拂出して相手國で現金拂となるときは、孰れも本邦の借高となり、此の逆の場合が本邦の貸高となるのである。

爲替及び振替交換金の外、之等業務に於て利用者から徴收する爲替料或は振替料の内の何分かを相手國に割當てることになつてゐるから之亦貸借の内容を爲すものである。但し香港と交換する爲替及び外國振替には料金の割當は行はれてゐない。

爲替又は振替交換に依つて生じた貸高、借高は如何なる期間を區切つて計算されるか。計算そのもの及び交換資金の運轉速度から觀れば成るべく短期の方が宜いであらうが、相手國との交換高、距離等の關係から、現在は毎週、毎月、毎三月、及び毎六月の四種があり、この中で毎月のものが多い。尙日滿爲替の割當金の計算は一年毎にすることになつてゐる。斯くの

如く計算期間の定めはあるが、交換高が巨額に上るか、爲替相場に激變があるとかの爲で自國が著しい損失を蒙る危険のあるやうな場合にはその對策手段として所定の決済期を俟たず貸借高の一部又は全部を支拂ふことが出来るし、又相手國に支拂を要求することも出来る。

決済方法

決済は交換國相互に借高を支拂つて爲す方法と、貸高、借高を相殺してなす方法とがある。前者に依るときは計算が單純で決済を迅速ならしむる利益がある。後者に依るときは自國の拂渡高或は受入高を集計した計算書を基礎として更に差引計算書を作成しなければならぬ。差引計算書とは兩國の貸借高を相殺して貸借關係を明瞭にする計算書で貸越國で作成するのが原則である。差引計算を爲す場合表示貨幣を異にするときは借越國の貨幣を貸越國の貨幣に換算する必要があるが、この換算には借越國の公定平均爲替相場を用ひるのが原則である。

支拂方法

借高の支拂は貸越國の首府又は商業地宛一覽拂爲替手形又は小切手に依り貸越國貨幣を以てするのが原則であるが、爲替又は振替の金額を双方共第三國の貨幣で表示するものはその第三國の貨幣を以てし、又一方の國の貨幣で表示するものに付てはその國の貨幣を以てするの例外もある。

交換差金

外國郵便爲替又は外國郵便振替交換には、双方共邦貨を以て表示する場合を除き、概して交換差金の現象を見る。外國貨幣換算割合は市場建の爲替相場と大體同位又は平行的に決定され

るが、交換當時と決済時との間に爲替相場に變動があると、同一外貨額に對し國が決済時に於て外國に支拂ひ又は外國より受入るべき邦貨額と交換當時現實に郵便局で受入又は支拂つた邦貨額との間に差額を生ずる。此の差額は業務を經營する國が負擔するのであるから、場合に依り國の利益又は損失を來すもので、利益金は差増金と稱し、損失金は差減金と稱してゐる。

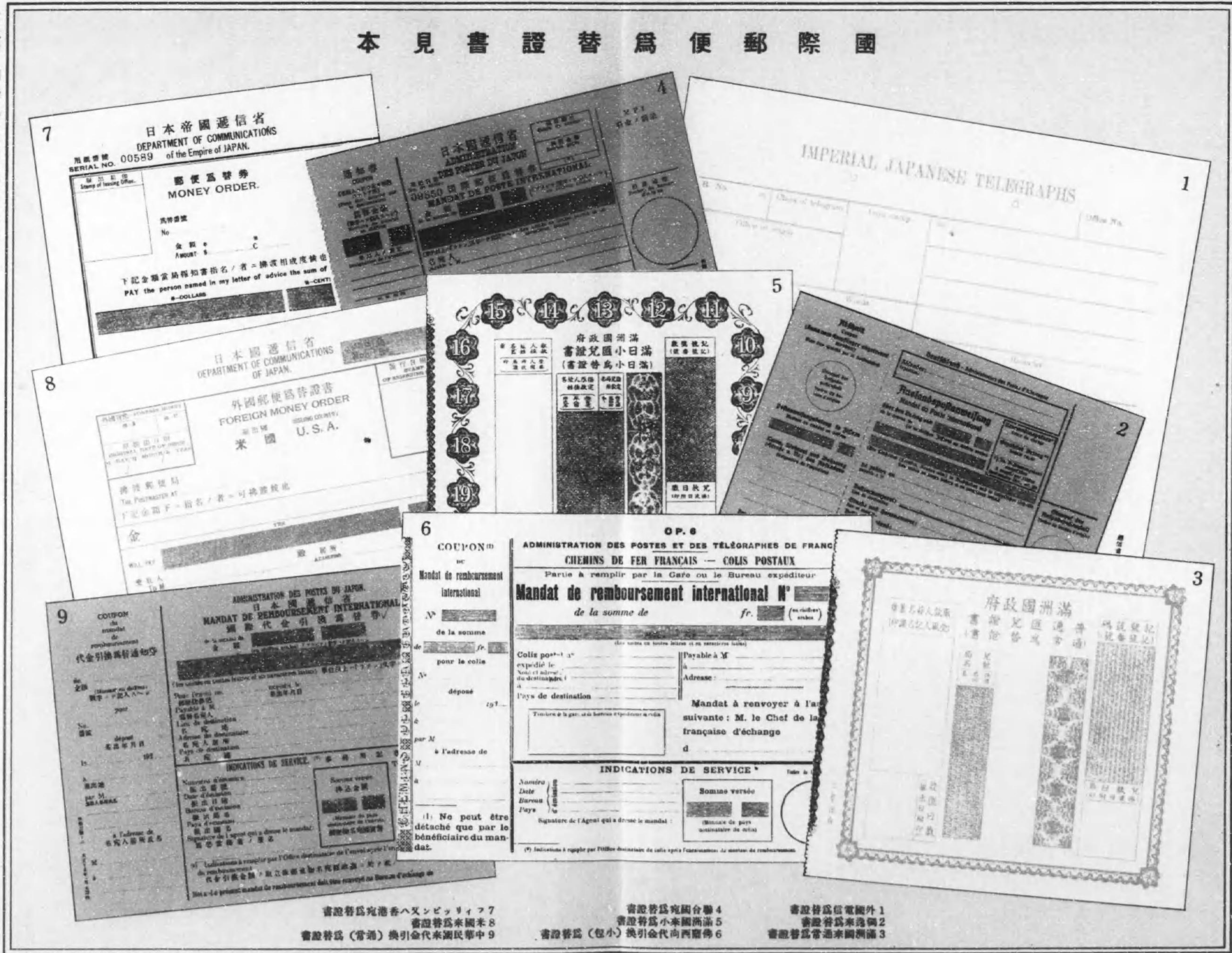
圖
表

露光量違いの為重複撮影

第二圖 國際郵便爲替證書見本

第二圖

本見書證替爲便郵際國



書證替爲宛港香ヘ又ソビツィヤフ 7
 書證替爲本國米 8
 書證替爲(常通)換引金代米國民華中 9
 書證替爲宛國台華 4
 書證替爲小本國滿 5
 書證替爲(包小)換引金代向西爾佛 6
 書證替爲信電網外 1
 書證替爲來港備 2
 書證替爲常通來國滿 3

露光量違いの為重複撮影

第二圖 國際郵便為替券見本

第一圖

本見書證替為便郵際國

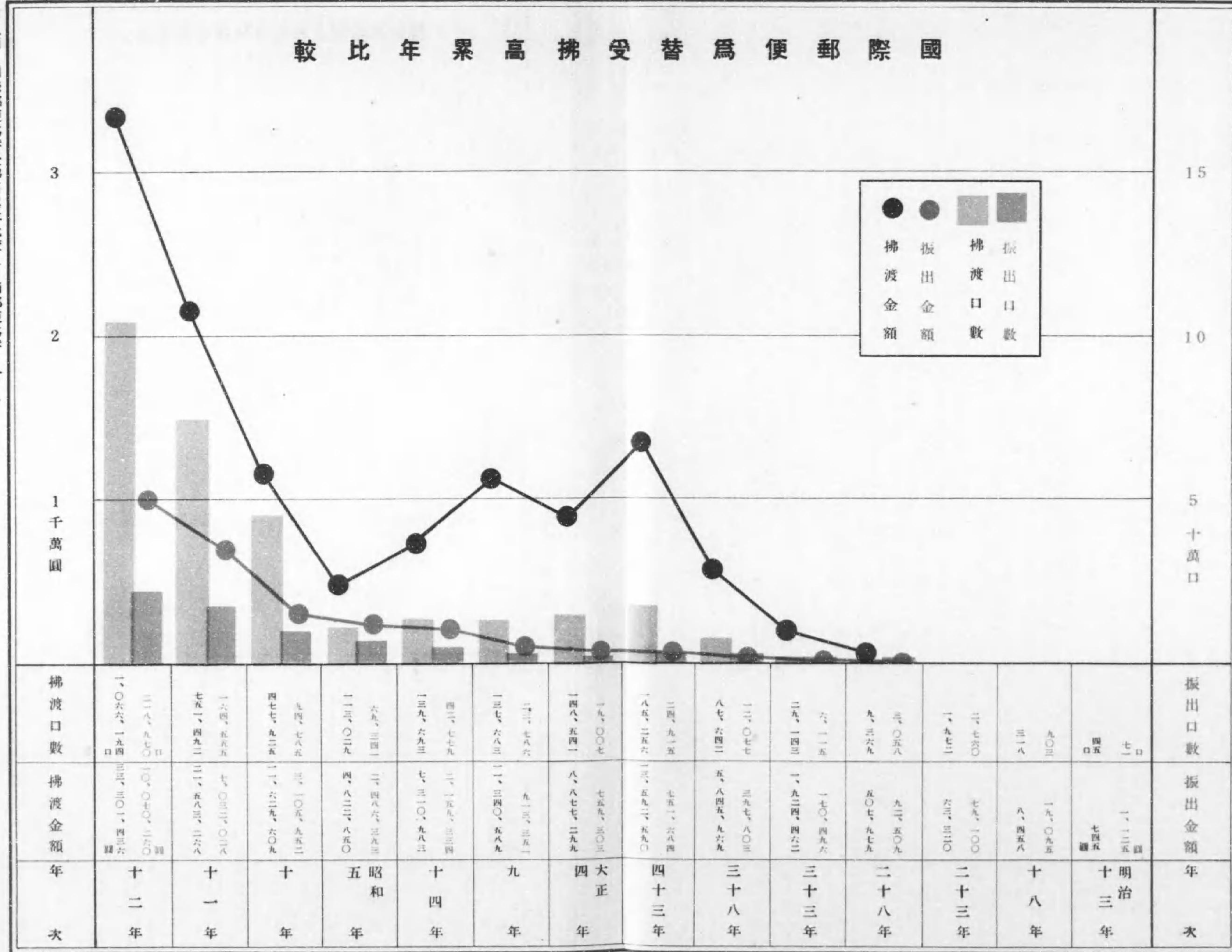


書證替為宛港香ハ又ンビョリフ7
書證替為來國米8
書證替為(常通)換引金代來國民華中9
書證替為宛國台聯4
書證替為小來國洲滿5
書證替為(包小)換引金代向西聖佛6
書證替為信電國外1
書證替為來逸獨2
書證替為常通來國洲滿3

第三圖 國際郵便爲替受拂高累年比較（日滿郵便爲替ヲ含ム）

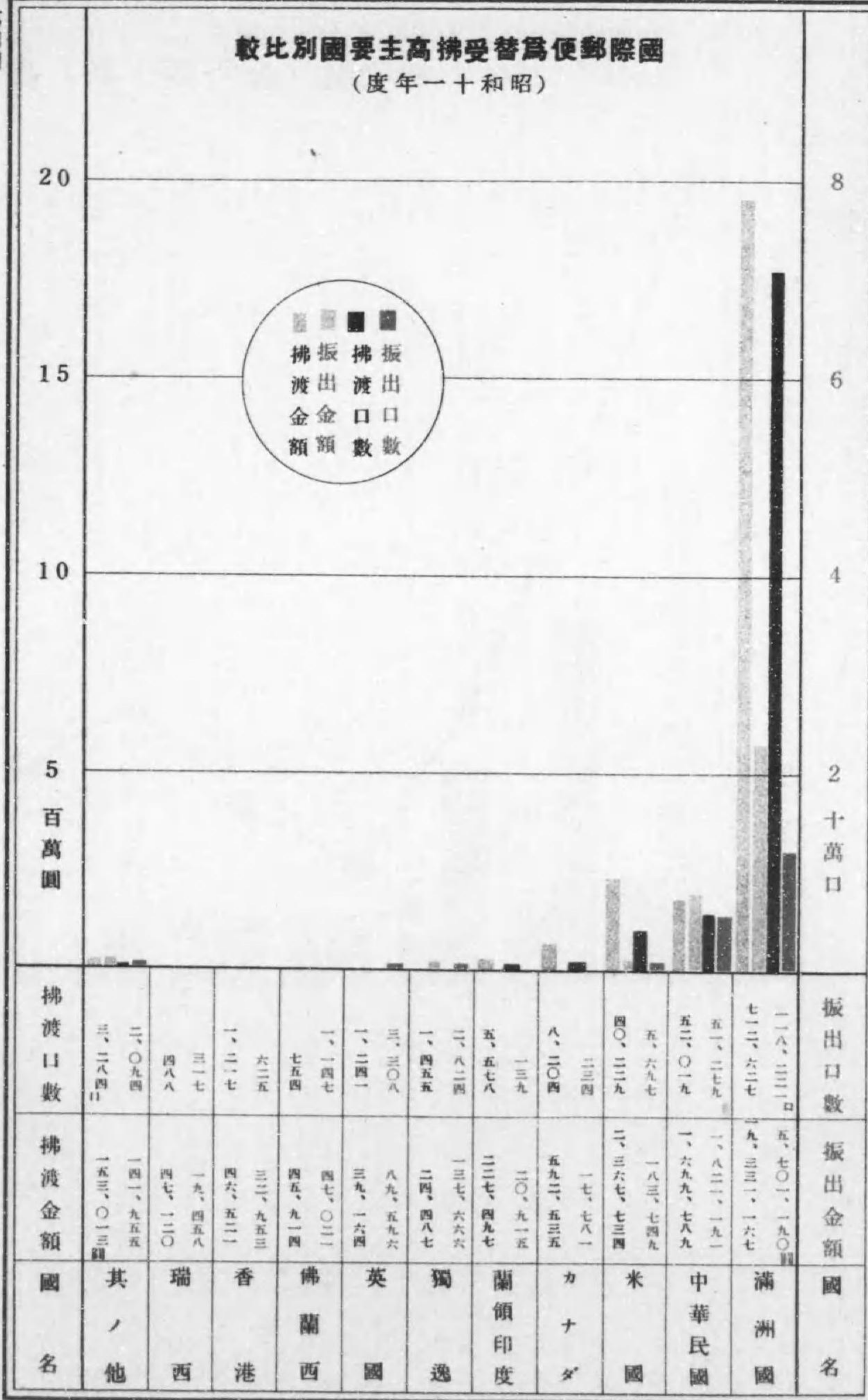
第三圖

較比年累高拂受替爲便郵際國



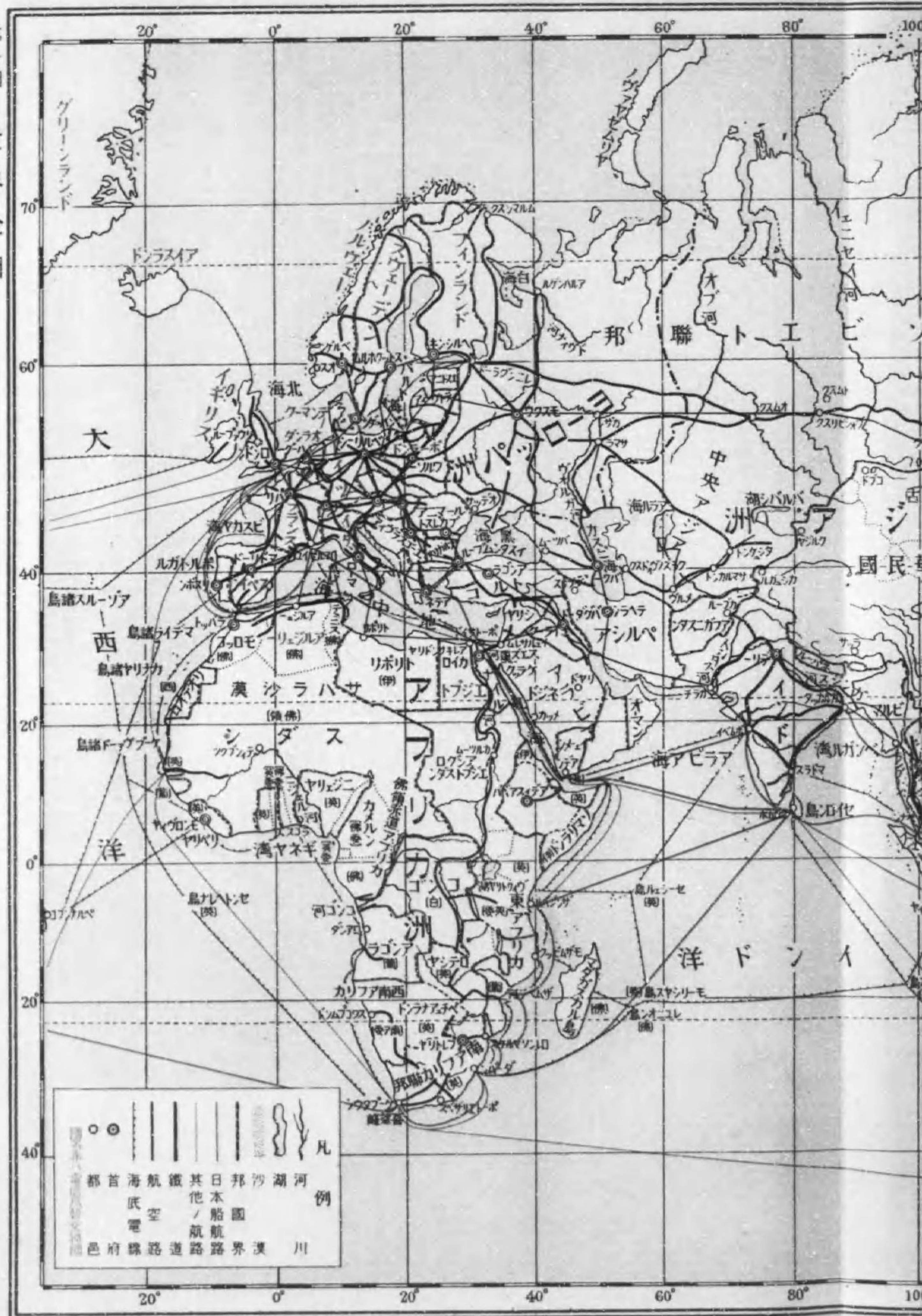
世界地圖

第四圖

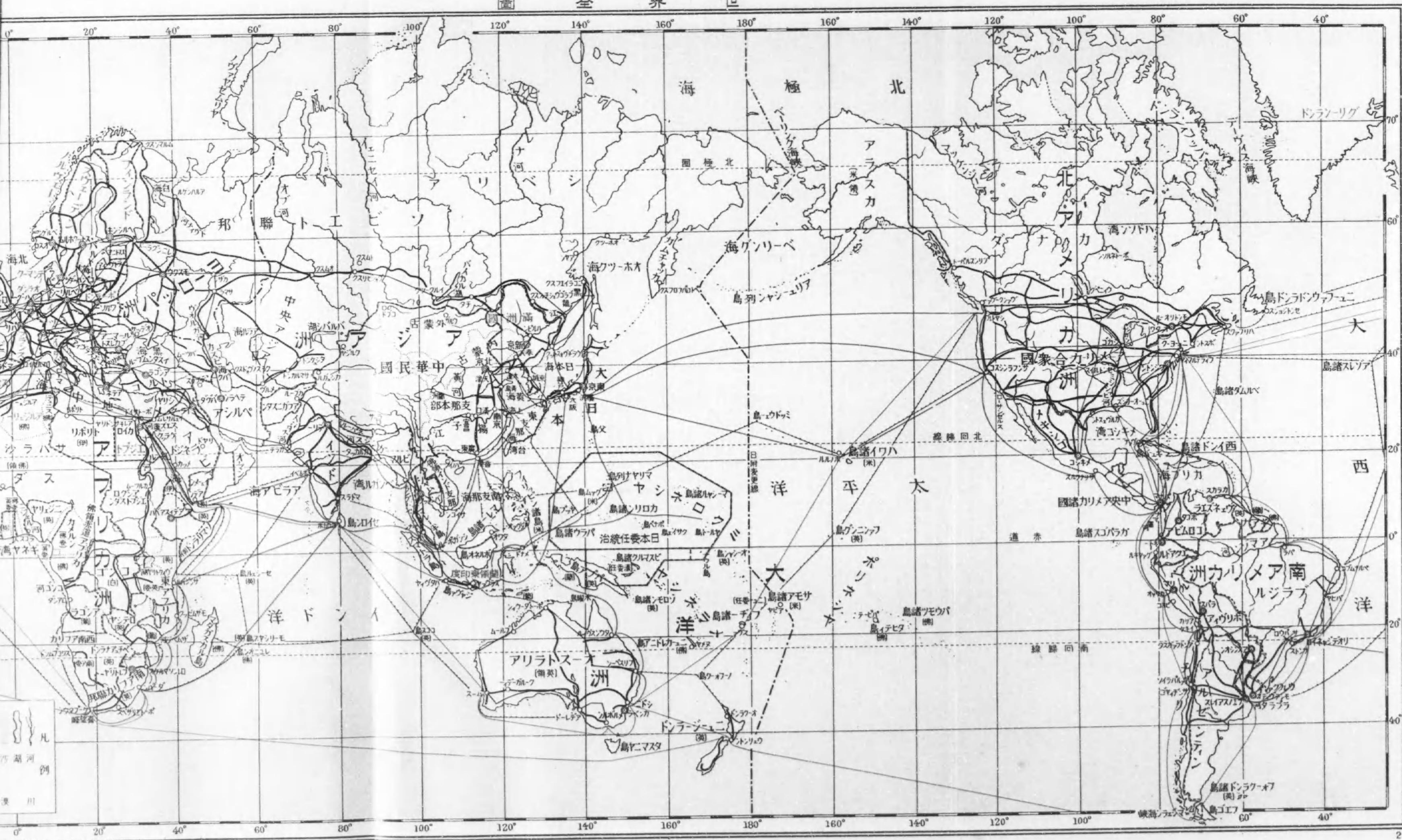


第四圖 國際郵便爲替受拂高主要國別比較

第一圖 世界全圖



世界全圖

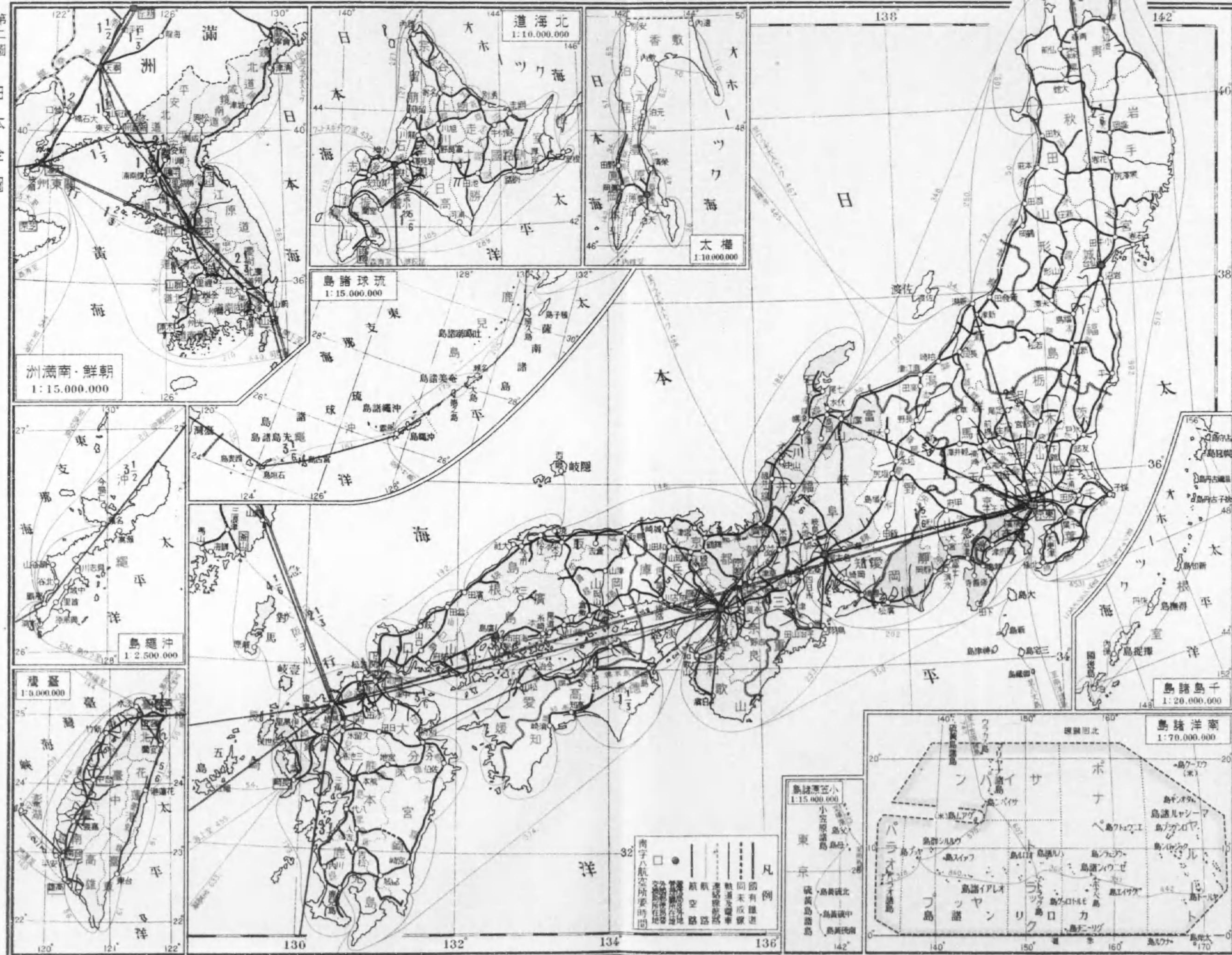


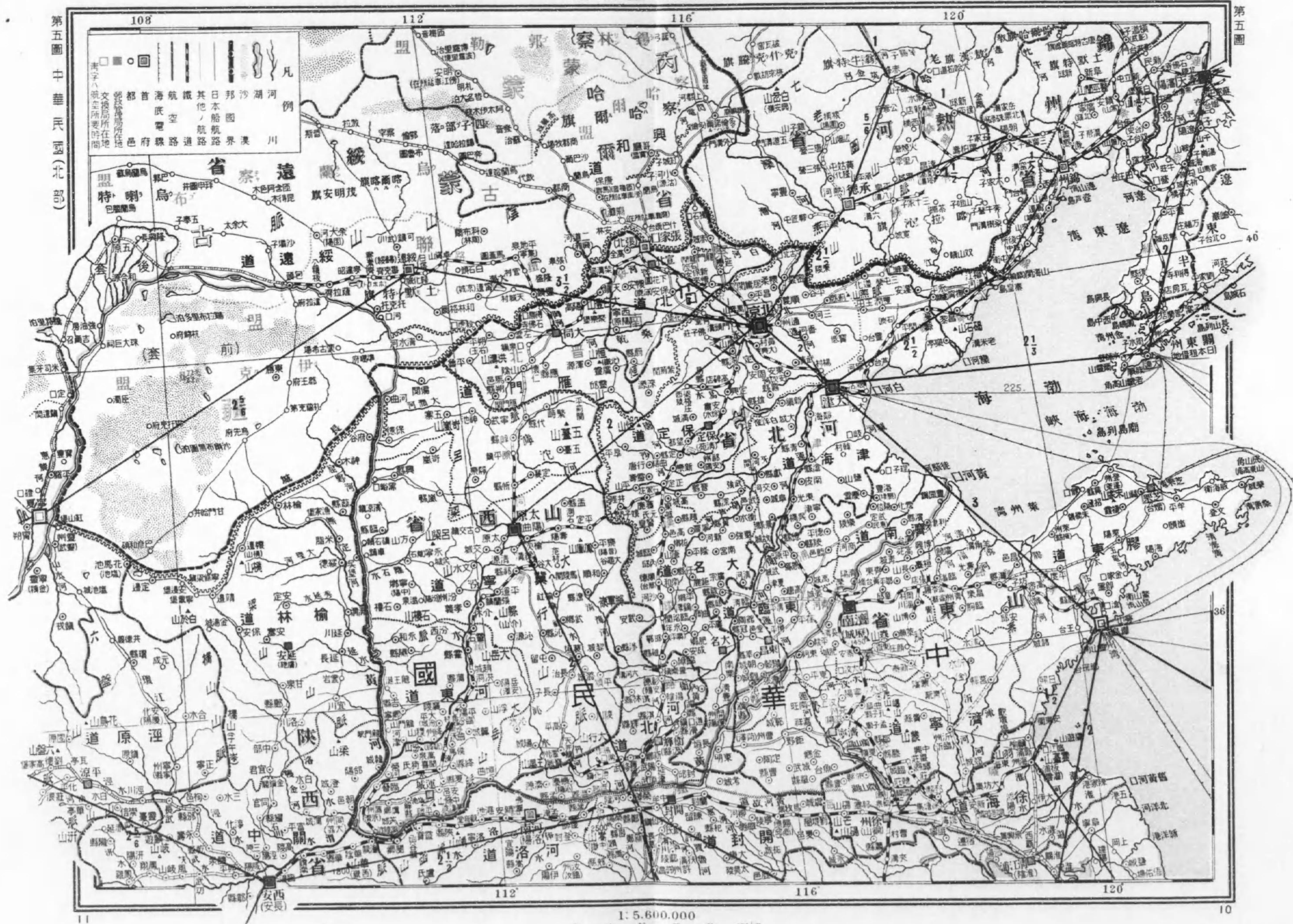
第一圖

日本全圖

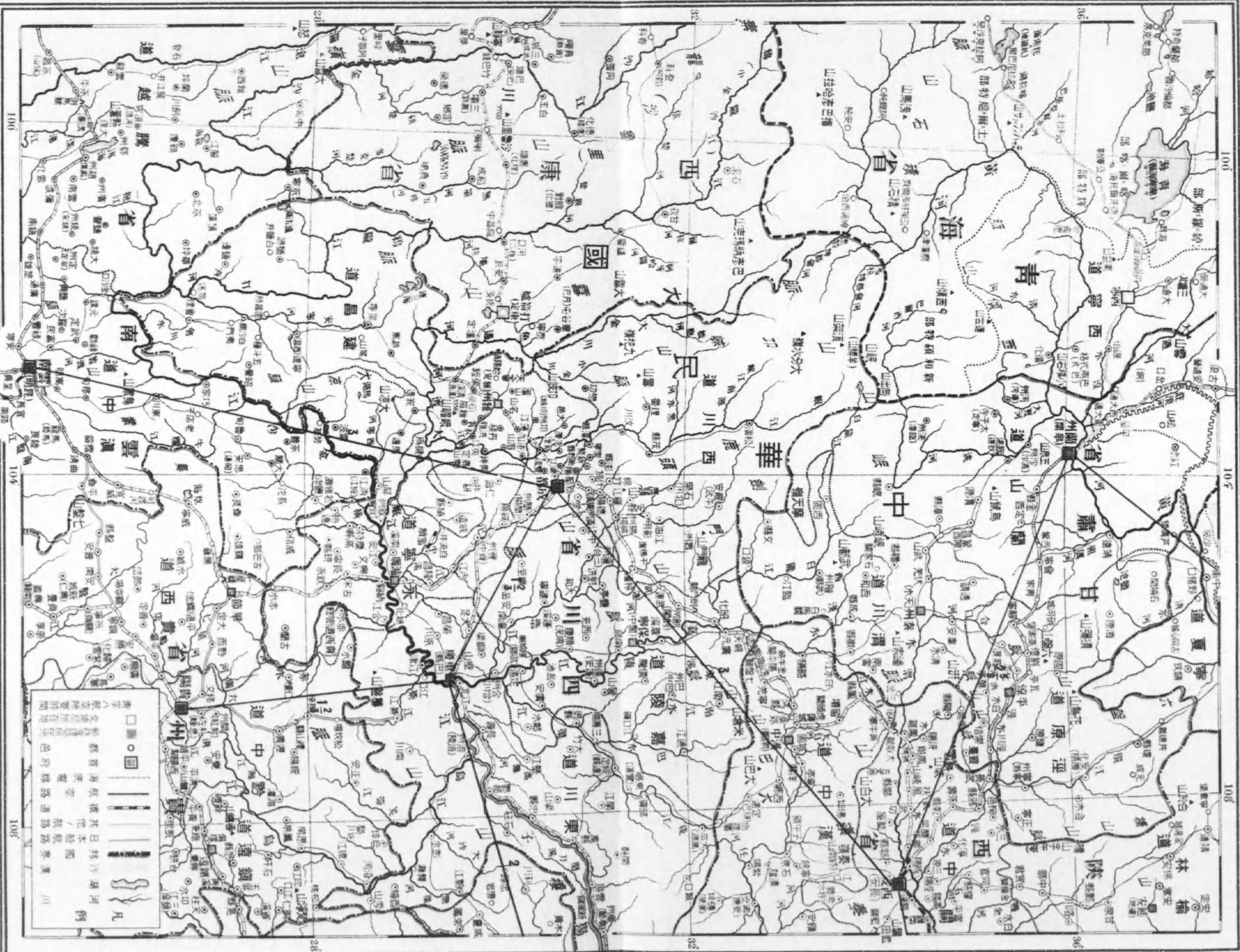
第二圖 日本全圖

第二圖





1:5,600,000
 0 40 80 120 160 200 km
 0 10 20 30 40 50 哩



第八圖 中 華 民 國 (部)

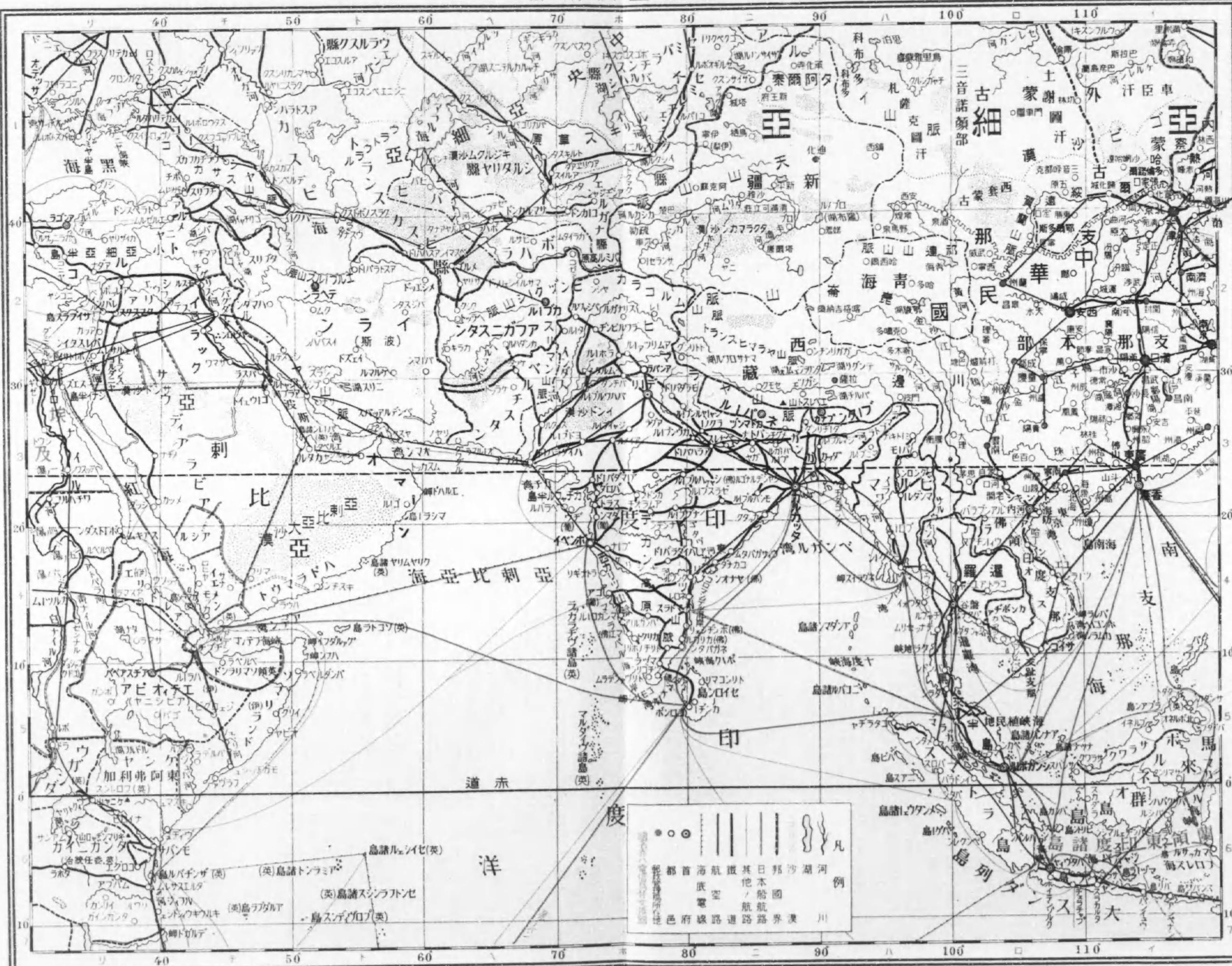
1: 5,600,000

A scale bar is located at the bottom center of the page, below the map. It is marked with numbers from 0 to 100, representing kilometers. Below the kilometers, there are smaller markings representing miles, with a '100' at the end of the scale.

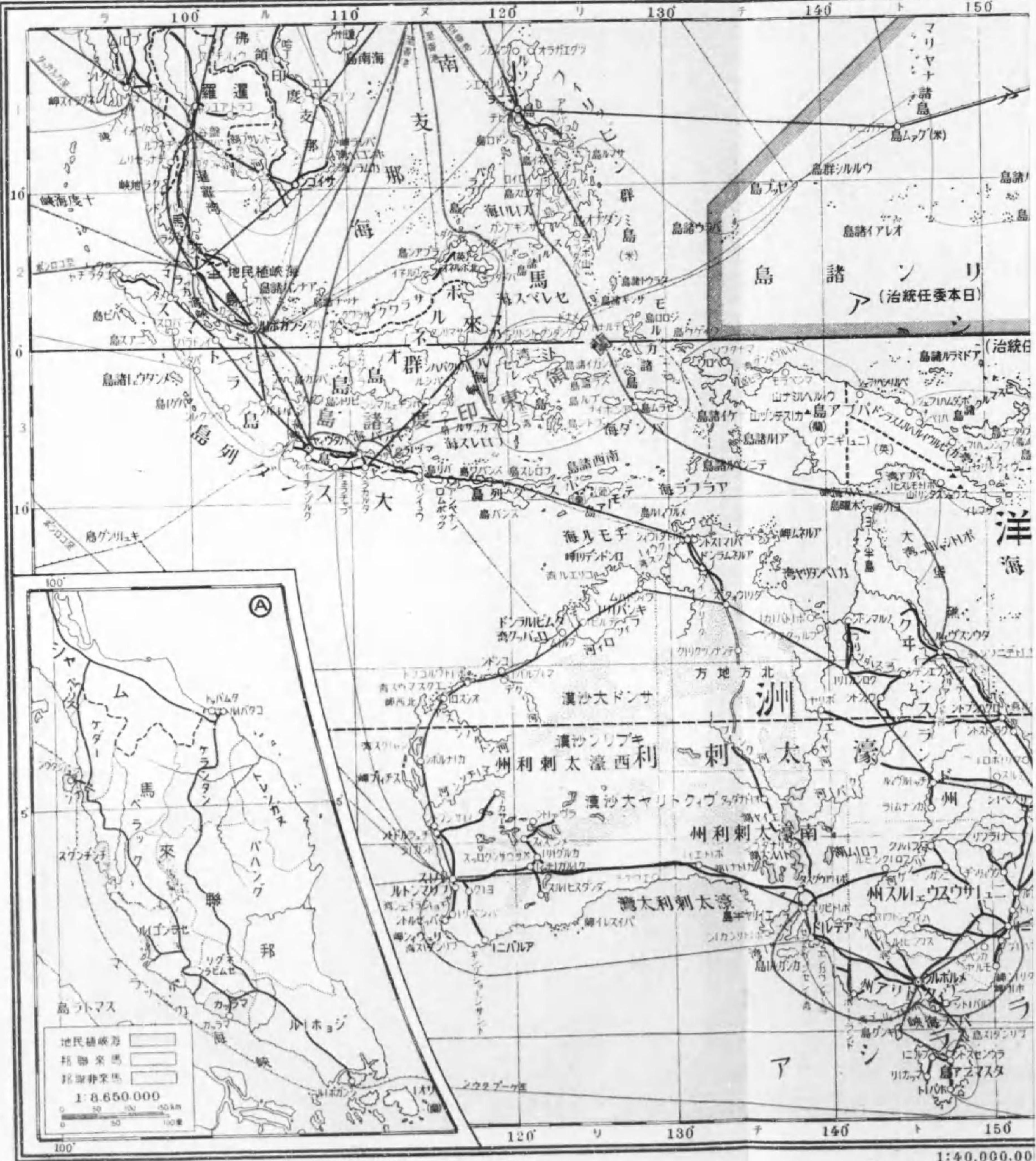
部南洲亞細亞

第九圖 亞細亞南洋部

第九圖



第十圖 大洋洲

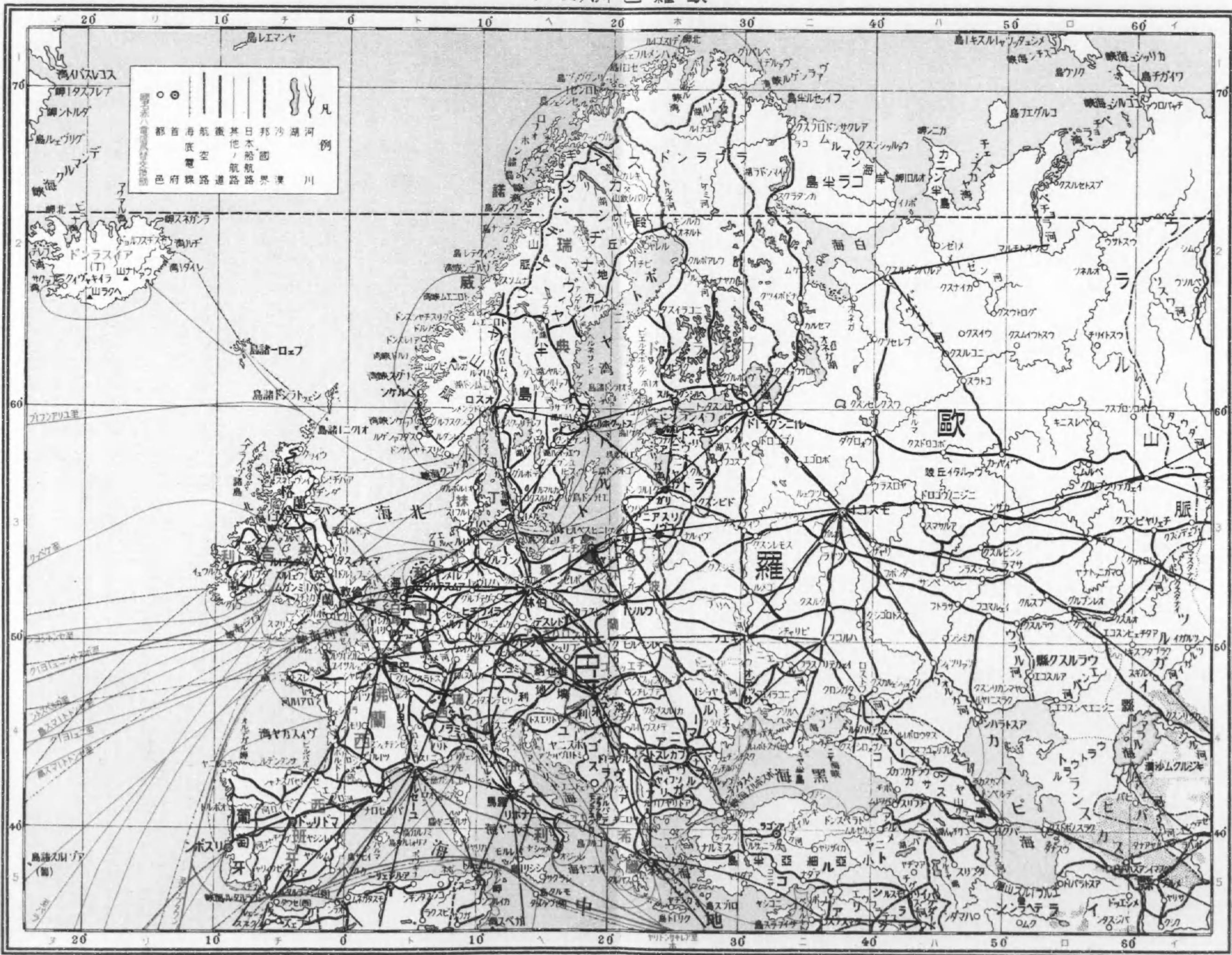


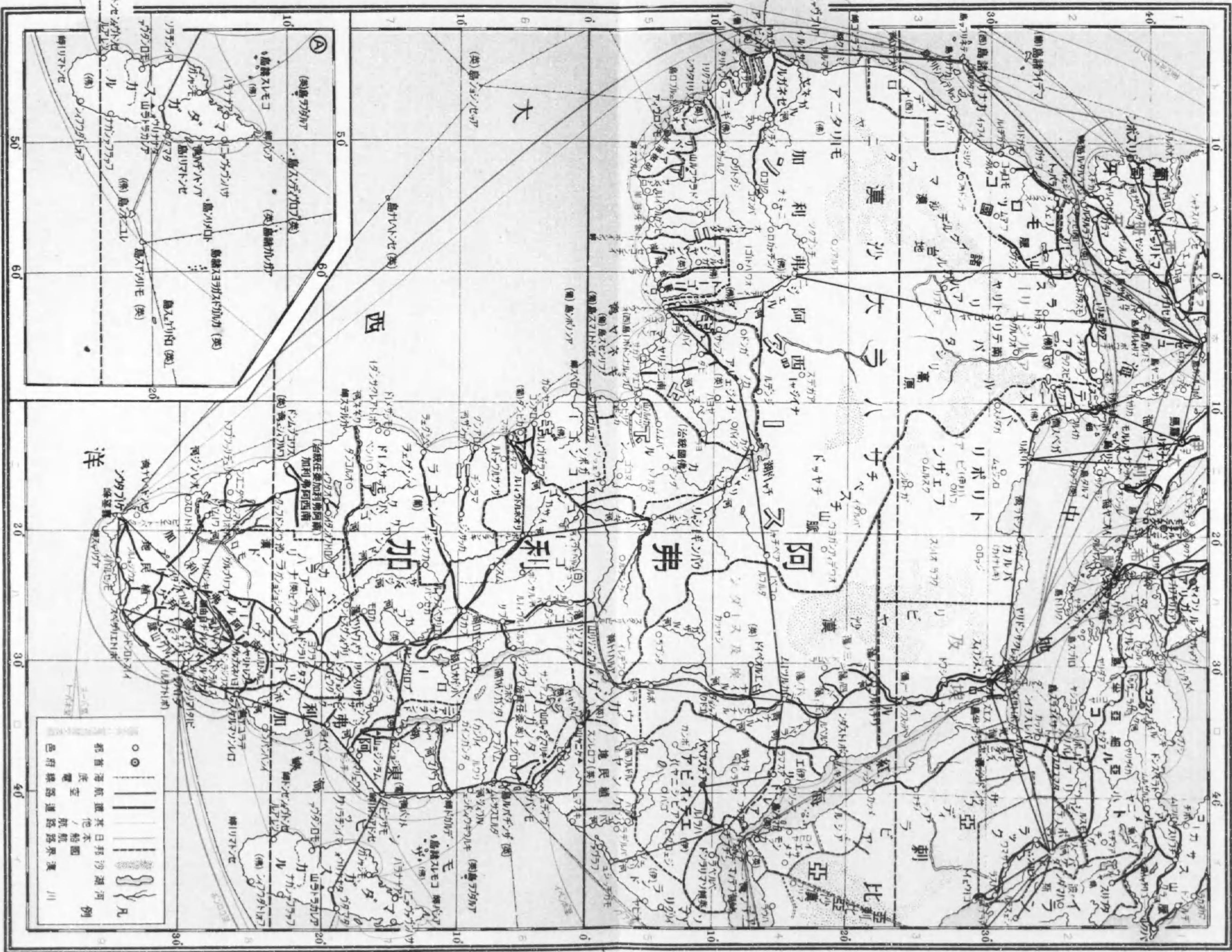
1:40,000,000
 0 200 400 600
 0 50 100 200
 尺離17於ニ通前

(一其)洲巴羅歐

第十一圖 歐羅巴洲(其一)

第十一圖





部北洲加利カ

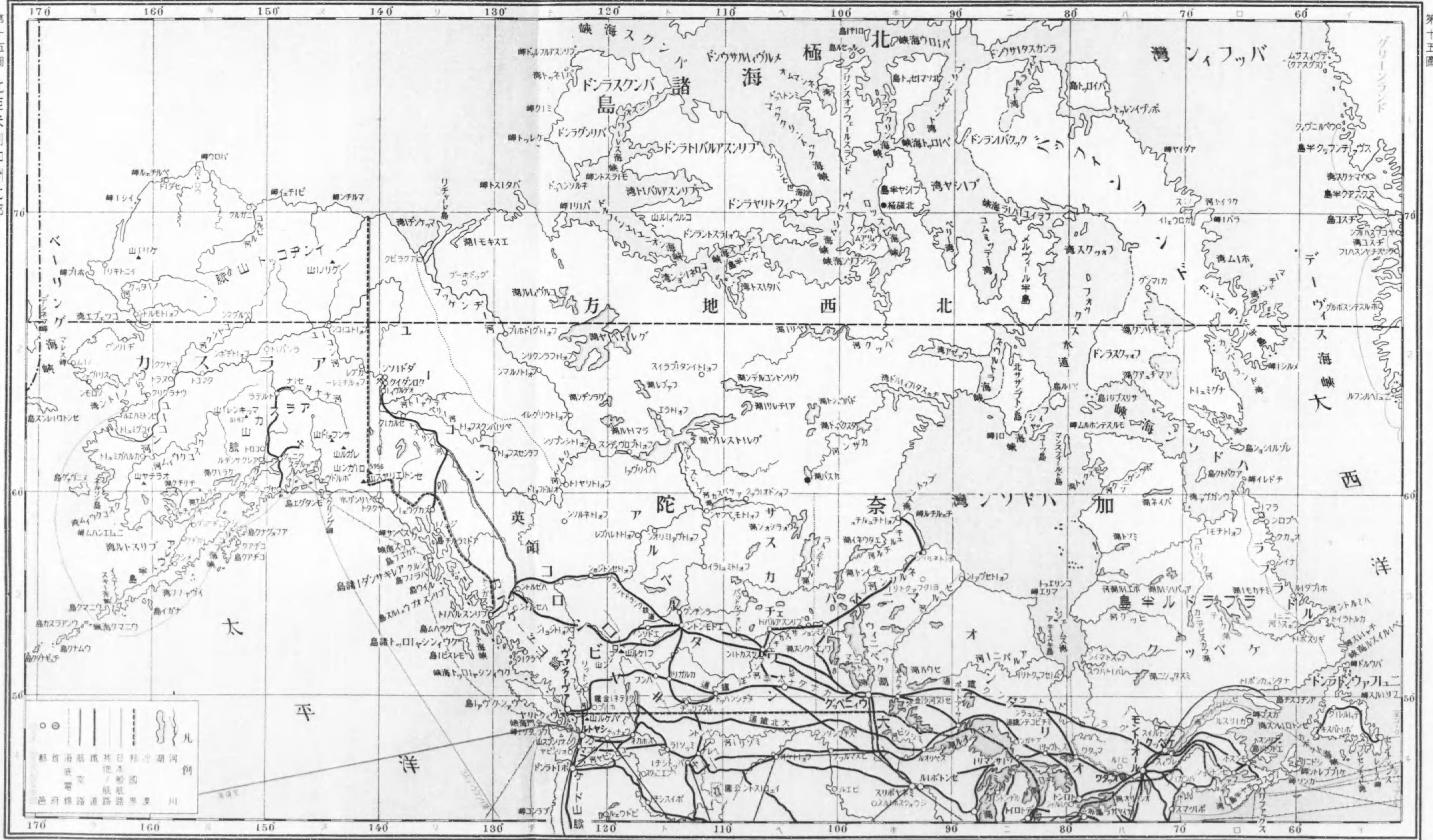
第十五圖 北亞米利加洲北部



部北洲加利米至北

第十五圖 北亞米利加洲北部

第十五圖



國際郵便爲替交換國地圖索引

交換國名	地圖番號	縱	横	交換國名	地圖番號	縱	横
ヴァティカン市	十二	ニ	三	英領ニューギニア又はバブア	十	ト	三
ヴィクトリア	十	ト	六	英領ベチユアナランド	十三	ハ	八
ウエー	十	ヲ	二	英領ホンデユラス	十四	ニ	四
ウガンダ保護領	十三	ロ	五	エクアドル共和国	十六	ヘ	三
ウバンギーシャリ	十三	ハ	五	エジプト國(埃及)	十三	ロ	三
ヴニーズ、ジュリー(伊太利國東北部地方)	十二	ニ	三	エストニア國	十二	ハ	二
ヴニーズ、トリダンチン(伊太利國北部地方)	十二	ニ	三	エリス及ギルバート群島	十三	ニ	三
ウルグアイ東方共和國	十六	ニ	六	エリトレア	十三	ロ	四
〔エ〕				〔オ〕			
英領印度	九	一	一	オーストラリア聯邦(濠太刺利)	十	一	一
英領ヴァージン群島	十四	ロ	四	澳地利	十二	ニ	三
英領ギアナ	十六	ニ	二	和蘭國	十二	ホ	二
英領北ボルネオ	十	ヌ	二	オレンヂ、フリー、ステート(オレンヂ自由國)	十三	ハ	八
英領サモア	十	ハ	四				
英領ソマリランド	十三	イ	五				
英領西印度	十四	ロ	四	海峽殖民地	十	④	一
〔ケ〕				〔カ〕			
カイコースス及タークス群島	十四	ハ	三	グアテマラ國	十四	ニ	四
カイマン群島	十四	ニ	四	グアドゥループ島	十四	ロ	四
カナダ(加奈陀)	十五	一	一	グアム	十	ト	一
ガボン	十三	ニ	六	クキンスランド	十	ト	五
東市塞(カンボチア)	九	ロ	四	クック群島	十	ト	五
ガムビア	十三	ト	四	グリーンランド	十五	イ	一
カメルン佛國委任統治地域	十三	ニ	五	グレート、ブリテン國(英吉利)	十二	ヘ	二
〔キ〕				〔ケ〕			
ギアナ	十六	ニ	二	グレネーダ(グレナダ)	十四	ロ	四
舊獨領ニューギニア(カイゼルウイール、ヘルムスランド)	十	ト	三				
ギニア	十三	ホ	五				
喜望峰	十三	ニ	九	ケダー及ベルリス	十	④	一
希臘國	十二	ハ	四	ケランタン	十	④	一
ギルバート及エリス群島	十	ニ	三	ケープ殖民地又は喜望峰	十三	ハ	九
北ローデシア	十三	ロ	七	ケープ、ヴァード群島	十三	ト	四
キューバ共和國	十四	ハ	三	ケンヤ又は舊稱東アフリカ英國保護領	十三	ト	五
キヌラサオ(クラサオ)又は蘭領西印度	十四	ロ	四				

交換國名	地圖番號	縱	横	交換國名	地圖番號	縱	横
〔コ〕 コスタリカ共和国 廣州灣 交趾支那 ゴールド、コースト、コロニー(黄金海岸) ゴモレス コンゴ	十四 七 九 十三 十三 十三	ニ ハ ロ ヘ イ ハ	四 三 五 五 七 六	〔シ〕 ジブローター(ジブラルタル) 瓜哇(ジャバ) 暹羅國 ジャマイカ ジョホール シリア シーラレオン シンガポール	十二 十 十三 十一 十二 十三	ニ ハ ロ ヘ イ ハ	四 三 五 五 七 六
〔サ〕 サイプラス サヴェージ又はスイ群島 サアモ サルヴァドル共和国 サラワク王国 ザンチバル英國保護領 サン、マリノ共和国	十三 十 十 十四 十 十三 十二	ロ ロ ハ ニ ニ ニ ニ	二 四 四 四 二 六 三	〔ス〕 瑞西聯邦 瑞典國 スーダン(佛領スーダンヲ除ク即チ埃及スーダン) ズールランド スマトラ	十三 十 十 十四 十 十三 十三	ロ ロ ハ ニ ニ ニ ニ	二 四 四 四 二 六 三

交換國名	地圖番號	縱	横	交換國名	地圖番號	縱	横
スリナム又は蘭領ギアナ 西班牙國 スワジランド	十六 十一 十三	ニ チ ロ	二 四 八	〔タ〕 ソマリランド英國保護領 タスマニア ダホメー タークス及カイコス群島 タンガンイーカ(タンガニイカ) ダンチッヒ自由市	十三 十 十三 十四 十三 十二	イ ト ホ ハ ロ ニ	五 七 五 三 六 二
〔セ〕 セイシェル 錫蘭(セイロン島) セネガル セラングール セレベス セント、ヴィンセント(ヴィンセント) セント、キッツ(セントクリストファー) セント、トーマス及プリンシップ(プリンセス) セント、ヘレナ セント、ルシア(サンタルシヤ)	九 九 十三 十 十 十四 十四 十三 十三 十四	ト ニ ト ① リ ロ ロ ホ ヘ ロ	六 五 四 三 四 四 五 七 四	〔チ〕 中央アフリカ英國保護領又はニアサランド保護領 中華民國 チエッコスロヴァキア國 西藏 チャタム群島 チャッド チャンネル群島(海峡諸島) チリ―國(智利)	十三 自五 至八 十二 九 十 十三 十二 十六	ロ ロ ニ ニ ニ ハ ニ ハ ニ ハ	七 五 三 二 二 七 四 三 四 六
〔ソ〕 ソロモン群島	十	ヘ	二		十六	ハ	六

交換國名	地圖番號	縱	横	交換國名	地圖番號	縱	横
〔テ〕				東京(トンキン)	九	ロ	三
テイモリア	十	リ	三	〔ナ〕			
テュニス	十三	ホ	二	ナイジャール	十三	ホ	四
丁抹國	十二	ホ	二	ナイジェリア(南北ニジェリヤ)	十三	ホ	四
〔ト〕				ナタル	十三	ロ	八
獨逸國	十二	ニ	二	南西アフリカ英國委任統治地	十三	ニ	八
トベゴ(トリニダッド島)	十四	ロ	四	〔ニ〕			
トベゴ(ノ東北ニ在ル島)	十四	ロ	四	ニアサランド保護領	十三	ロ	七
ドミニカ島	十四	ロ	四	〔舊稱中央アフリカ英國保護領〕	十四	ロ	七
トランスヴァール	十三	ハ	八	西印度	十四	ロ	七
トリニダッド	十四	ロ	四	西オーストラリア(西濠太刺利)	十四	ロ	七
トリポリ(バーバリー)	十三	ニ	三	ニュー、カレドニア	十	ホ	五
トレンガヌ	十	④	一	ニュー、ギニア	十	チ	三
トーゴ(佛國委任統治地)	十三	ホ	五	ニュー、サウス、ウエールズ	十	ト	六
トンガ又はフレンドリー群島	十	ハ	四	ニュー、ジラランド	十	ニ	六
トンガレヴァ又はベンリン島	十	イ	三	ニュー、ファウンドランド	十五	イ	四

交換國名	地圖番號	縱	横	交換國名	地圖番號	縱	横
〔ヌ〕				バルベードス(バルバドス)	十四	イ	四
ヌイ又はサヴェージ群島	十	ロ	四	パレスタイン	九	リ	二
ネヴィス	十四	ロ	四	バーミューダ	十四	ロ	二
ネグリ、セムピラン	十	④	一	パンカ	十	ル	三
〔ネ〕				ハンガリー國(洪牙利)	十二	ニ	三
〔ノ〕				ビリトン	十	ル	三
諸威國	十一	ハ	二	緬甸(ビルマ)	九	ハ	三
〔ハ〕				〔フ〕			
バストーランド	十三	ハ	八	ファンニング島	十	イ	二
パナマ運河地帯	十四	ハ	五	フィジー群島	十	ニ	四
バハマス(バハマ諸島)	十四	ハ	三	フィンランド國	十一	ホ	二
バハン(バハンク)	十	④	一	フェロー群島	十一	チ	二
バプア又は英領ニュー、ギニア	十	ト	三	フィリッピン群島	十	リ	一
バリ	十	ヌ	三	ブエルト、リコ又はホルト、リコ島	十四	ロ	四
				フォークランド群島	十六	ニ	八

交換國名	番地 號圖	縦	横	交換國名	番地 號圖	縦	横
モロッコ國(西班牙地帯)	十三	ト	2	(リ)	十	ハ	2
モリタニア	十三	ト	4	リオ	十二	ハ	2
モリシアス	十三	(A)	4	リスアニア國	十二	ハ	2
モントセラット	十四	ロ	4	リヒテンスタイン公國	十三	ニ	3
(ユ)				リビア	十三	ニ	3
ユーゴスラヴィア王國	十二	ニ	3	(ル)	十二	ハ	3
老 撾(ラオス)	九	ロ	4	ルクセンブルグ	十二	ハ	3
ラトヴィア國	十二	ハ	2	ルーマニア國	十二	ハ	3
ラブアン島	十	ヌ	2	(レ)	十三	ハ	3
蘭領ギアナ又はスリナム	十六	ニ	2	レユニオン	十三	ハ	3
蘭領ティモア	十	リ	4	(ロ)	十三	ハ	3
蘭領西印度又はキヌラサオ(クラサオ)	十四	ロ	4	ロドリゲス島	十三	(A)	3
蘭領ニューギニア	十	チ	3	ロムボック	十	(A)	3
蘭領東印度	十	ヌ	3	ローデシア	十三	ハ	7
蘭領ボルネオ	十	ヌ	2	ロングケール(ロング島)	十四	ハ	3

昭和十三年三月十五日印刷
 昭和十三年三月三十一日發行

貯金局

印刷者 東京市神田區神保町三丁目十七番地 森 田 義 春
 印刷所 東京市神田區神保町三丁目十七番地 九段書房印刷部
 電話九段(33)一〇七五番

終

